

第3回定例会会議録

令和4年 9月 2日（金）

開 会 午前10時00分

―――日程第1 開会宣言―――

○議長（五味高明君） おはようございます。これより、令和4年第3回御代田町議会定例会を開会します。

暑くなることが予想されますので、随時、上着を脱ぐことを許可します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

―――諸般の報告―――

○議長（五味高明君） 日程に入る前に先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。
内堀議会事務局長。

（議会事務局長 内堀浩行君 登壇）

○議会事務局長（内堀浩行君） 書類番号1をお願いします。

諸般の報告

令和4年9月2日

1. 本定例会に別紙配付のとおり町長から議案21件、報告1件が提出されています。
2. 監査委員より監査報告書が別紙のとおりありました。
3. 本定例会に説明のため町長ほか関係者に出席を求めました。
4. 本定例会における一般質問通告者は、内堀綾子議員ほか7名であります。
5. 閉会中における報告事項は別紙のとおりであります。

次の2ページから14ページにつきましては、監査委員による例月現金出納検査及び定期監査報告書ですので、後ほどご覧ください。

その次のページの閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告しますので、この場においては省略させていただきます。

以上です。

○議長（五味高明君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（五味高明君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してありますので、議会運営委員長より報告を求めます。

小井土哲雄議会運営委員長。

（議会運営委員長 小井土哲雄君 登壇）

○議会運営委員長（小井土哲雄君） それでは、報告いたします。

8月26日午前10時より議会運営委員会を開催し、令和4年第3回御代田町議会定例会に提出の議案、一般質問等について審議日程等を決定したので、報告いたします。

本定例会に町長から提出された案件は、議案21件、報告1件の計22件であります。

一般質問の通告者は8名であります。

これにより、会期は本日より9月14日までの13日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程につきましては、書類番号1、16ページをご覧ください。

会期及び審議予定表

第 1 日	9 月 2 日	金曜日	午前 1 0 時	開会	諸般の報告 会期の決定 会議録署名議員の指名 町長招集の挨拶 議案上程、議案に対する質疑 議案の委員会付託
第 2 日	9 月 3 日	土曜日			議案調査
第 3 日	9 月 4 日	日曜日			議案調査
第 4 日	9 月 5 日	月曜日	午前 1 0 時	一般質問	

第 5 日	9 月 6 日	火曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 6 日	9 月 7 日	水曜日	午前 1 0 時	町民建設経済常任委員会
第 7 日	9 月 8 日	木曜日	午前 1 0 時	町民建設経済常任委員会
第 8 日	9 月 9 日	金曜日	午前 1 0 時	総務福祉文教常任委員会
第 9 日	9 月 1 0 日	土曜日		休会
第 1 0 日	9 月 1 1 日	日曜日		休会
第 1 1 日	9 月 1 2 日	月曜日	午前 1 0 時	総務福祉文教常任委員会
第 1 2 日	9 月 1 3 日	火曜日	午前 1 0 時	全員協議会
第 1 3 日	9 月 1 4 日	水曜日	午前 1 0 時	委員長報告 質疑 討論 採決 閉会

続いて、各常任委員会、全員協議会の会場、時間について報告します。

17 ページをお願いします。

常任委員会開催日程

町民建設経済常任委員会

9 月 7 日 水曜日 午前 1 0 時 委員会室 1・2

9 月 8 日 木曜日 午前 1 0 時 委員会室 1・2

総務福祉文教常任委員会

9 月 9 日 金曜日 午前 1 0 時 委員会室 1・2

9 月 1 2 日 月曜日 午前 1 0 時 委員会室 1・2

全員協議会の日程であります。

9 月 1 3 日 火曜日 午前 1 0 時 委員会室 1・2

以上で報告を終わります。

○議長（五味高明君） ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より 9 月 1 4 日までの 1 3 日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より9月14日までの13日間と決しました。

―――日程第3 会議録署名議員の指名―――

○議長（五味高明君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において

2番 内堀綾子議員

3番 森泉謙夫議員

を指名します。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（五味高明君） 日程第4 町長より議会招集の挨拶を願います。

小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 議員の皆様におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、ご参集を賜り、令和4年第3回御代田町議会定例会が開会できますことに、心から感謝を申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。6月に開始しました新型コロナウイルスワクチンの4回目接種につきましては、8月30日現在、3,951の方が接種をされました。

オミクロン株、BA.5系統による感染拡大が継続しておりまして、第7波の収束は依然遠い状況にあります。

ワクチンの追加接種により、感染予防、重症化予防効果が得られますので、接種が可能な方は速やかにワクチン追加接種をご検討いただくようお願い申し上げます。なお、現在、国ではオミクロン株対応ワクチン接種、いわゆる5回目接種についての審議を行っているところです。

町でも、予防接種法に位置づけられた場合に対応できるよう、その動向を確認しつつ、準備を進めているところであります。

続きまして、マイナンバーカードの普及促進についてであります。

総務省発表の7月末現在のマイナンバーカードの交付状況は、全国で45.9%、長野県では39.7%、そして、御代田町は40.8%となっております。

御代田町の交付率は、長野県全体で77市町村ございますけれども、そのうち27番目に位置しているというわけであります。

国では、普及促進を図るため、今年4月以降、総務大臣から全国知事会や全国市長会、全国町村会に直接働きかけを行っておりまして、より一層の取組を要請しているところであります。

さらに6月からは、前月からの交付の伸び率が平均を下回った場合、重点的フォローアップ団体と指定し、より一層の普及施策を求めるようにしているところです。

長野県でも、より一層の取組を行うため、7月から、毎月、長野県マイナンバーカード普及促進会議が開催されています。

この会議では、先ほどの重点的フォローアップ団体に該当した場合、副市町村長が参加し、これまでの取組と今後の取組を説明することになっています。

当町も、7月に重点的フォローアップ団体に指定され、内堀副町長が、この会議に出席し、これまでの取組内容について説明したところです。今後はさらなる普及促進が必要になっています。

そこで、当町では、これまで企画財政課で担任していた普及促進事務と町民課で担任していた交付事務を統合しまして、10月から町民課内に専用の係を設け、マイナンバーカードの普及促進を図っていくこととしており、今議会におきましても、関係予算を計上しているところでございます。

今後は出張申請などを行っていき、申請の段階からきめ細かなサポートを行い、普及に努めてまいります。

続きまして、道路改良事業等についてであります。

今年度の当初予算において、従前の数倍規模に当たる3億円余りの予算を計上しました町単独道路改良事業について、進捗状況をお知らせします。

この事業は、町民全体の利便性向上はもちろん、浅間山の噴火や地震など、避難が必要になった場合の避難路の確保や救急車の通行できない幅の道路を拡幅すること、また、高齢者福祉の観点から道路の段差をなくしていくことも進めるものとして、町内に張り巡らされた、いわゆる生活道路も含めた町道の整備を実施しているものであります。

広報やまゆり9月号でもお知らせした西軽井沢地区の大久保大林線のほかに、栄町地区の水源3号線、塩野地区の浅間幹線などの整備が完了するなど、ほぼ計画ど

おりに工事及び測量設計の業務を進められております。

このほか、県道につきましても、草越地区のPTAの皆さんからの要望を受けて、関係者で現地を確認し、長野県佐久建設事務所、あと北部事務所にラバーポールの設置や道路のドットライン設定など、通学路の安全性向上に向け迅速に対応していただくことができました。

引き続き、町道のほか、国道、県道についても、地域の声を聞き、積極的に改善を要望してまいります。

なお、工事期間中は皆様にご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

さて、本定例会に提案させていただきました案件は、条例案1件、決算の認定11件、補正予算案9件、報告事項1件の計22件であります。

条例案の1件につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に基づき、育児休業の取得回数制限の緩和を図るため、職員の育児休業等に関する条例の一部改正が必要となりましたので、議会の議決をお願いするものであります。

決算認定の11件につきましては、令和3年度一般会計の歳入歳出決算は、歳入総額が78億6,127万円で、前年度に比べ4億3,669万円、これは5.3%になります。その減額でありました。

また、歳出総額は73億4,877万円で、前年度に比べ6億7,089万円、こちらは8.4%の減額となりました。

歳入につきましては、増加要因として、普通交付税3億8,320万円、ふるさと納税寄附金2億5,569万円、新型コロナウイルスワクチン接種関係の負担金及び補助金が1億9,166万円、子育て世帯臨時特別給付金補助金2億5,705万円などの増加はありましたけれども、令和2年度実施の特別定額給付金事業費補助金15億7,790万円の減少により、歳入全体では減額となっております。

また、歳出につきましては歳入と同様に、子育て世帯臨時特別給付金補助金などの補助金事業で、民生費6億7,760万円等の増加はあるものの、総務費では、特別定額給付金事業費の皆減から、14億1,743万円の減少。

また、令和元年東日本台風災害及び令和2年8月豪雨災害による復旧工事の完了から、災害復旧費で1億4,326万円の減少となったことから、歳出全体も減額となりました。

よって、歳入歳出差引額は5億1,250万円となり、こちらから今年度の財政運営の健全化を図るため、財政調整基金へ2億6,000万円の繰り入れを行い、繰越明許により繰越した財源を除いた2億1,562万円を令和4年度に繰越しをいたしました。

また、特別会計におきましても、それぞれ9特別会計の設立趣旨に基づき、一般会計同様、適正な運営に努めてまいりました。

その結果、一般会計特別会計ともに黒字決算となり、財政健全化法に基づく、財政の健全性に関する比率のうち、実質公債費比率については11.6となりまして、昨年度から1.0ポイント改善し、今議会においておおむね良好な決算を報告することができることとなりました。

補正予算案の9件につきましては、令和4年度一般会計補正予算案（第4号）は、歳入歳出それぞれ4億3,020万円を増額し、合計85億1,561万円とするものであります。

歳入では、個人町民税につきまして、当初予算編成時には、新型コロナの影響から昨年度と同額程度の計上をしておりましたが、給与所得者の増などによって、6,172万円の増額を計上し、逆に、固定資産税は、新型コロナの影響による資材の高騰から、令和3年度中の竣工を見込んでいた新築家屋の建設が遅れたことなどから、1,557万円の減額をお願いするものです。

普通交付税につきましては、2億1,677万円の増額計上をしております。

こちらは算出の結果、臨時財政対策債への振替額が大きく減少したことが一番の要因となっております。

さらに、ふるさと納税寄附金につきましては、本年度の収入実績から昨年度決算と同額を見込み、1億2,000万円の増額をお願いしております。

歳出では、ふるさと納税寄附金の増額計上にあわせて、ふるさと納税特典事業委託料4,644万円、ふるさと創生基金積立金6,223万円の増額を計上いたしました。

また、商工費では、9月末で終了を予定しておりましたテイクアウト応援事業について、新型コロナの収束が見込めないことから、来年の3月末まで支援期間を延長するため、560万円の増額を計上いたしました。

さらに、本年度の新規事業であります、住宅断熱性向上リフォーム補助金につき

ましては、申請件数が増えておりまして、500万円の増額をお願いしております。

特別会計では、国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第1号）につきまして、資産割を廃止したことによる税率改正及び未就学児の均等割保険税減免による国民健康保険税の減額と、前年度繰越金の確定による増額の計上となります。

また、公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、浄化管理センターにて8月1日に発生した水処理施設の落雷被害に対する施設修繕費528万円の増額及び浅麓環境施設組合補正予算に伴う、下水道汚泥処理負担金519万円の減額計上などとなっております。

その他、6会計につきましては、主に前年度繰越金の確定によるものであります。よって、特別会計8会計の補正総額は1億1,200万円の増額をお願いするものとなりました。

最後に、報告事件の1件につきましては、令和3年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

令和3年度の一般会計、9つの特別会計、公営企業会計は全てが黒字決算となり、監査委員の審査に付した上で、財政健全化法に基づく財政の健全性に関する比率について、良好である旨を報告いたします。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長が説明いたしますので、ご審議を賜り、原案どおりのご採決をいただきますよう、お願いを申し上げます。令和4年第3回御代田町議会定例会招集の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（五味高明君） これより議案を上程します。

―――日程第5 議案第60号 職員の育児休業等に関する条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第5 議案第60号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書の4ページをお開きください。

議案第60号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和4年9月2日 提出

御代田町長 小園拓志

次の5ページからの改文をご覧ください。

本案につきましては、人事院が公表した国家公務員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置に基づき、地方公務員の育児休業に関する法律が改正されたことにより、本案のとおり一部改正をするものでございます。

改正の概要は、第3条関係において、育児休業の取得回数は同一の子に対し原則1回で、特別の事情がある場合、再度の育児休業を取得することができる現行条文を特別の事情にかかわらず、原則2回まで取得できるようにします。

第2条の3、第2条の4関係では、非常勤職員に対する緩和としまして、この出生の日から57日間以内の育児休暇の取得要件の緩和及び、この出生の日から1歳以降の育児休暇取得の柔軟化を図るものでございます。

また、条、項ずれとなっているものの修正をあわせて行います。

7ページの附則では、施行期日及び経過措置を設けております。

以上、次の8ページから13ページは新旧対照表となっております。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより説明に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第6 議案第61号 令和3年度御代田町一般会計

歳入歳出決算の認定について―――

○議長（五味高明君） 日程第6 議案第61号 令和3年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書 14 ページになります。

議案第 61 号 令和 3 年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度御代田町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 2 日 提出

御代田町長 小園拓志

議案書とは別になります別データのファイル 4 の 1 の資料番号 1 のほうで、歳入歳出決算書の事項別明細書、こちらについて説明させていただきます。資料番号 1 のほうをお願いいたします。

それでは、概要について説明いたします。

令和 2 年度から繰越明許により繰越した 10 事業の事業費を含んだ令和 3 年度決算総額は、前年度に比べ歳入で 5.3% のマイナス、それから歳出で 8.4% のマイナス、ともに減少しております。

歳入の主な減少の要因は、コロナ対応の緊急経済対策として、特別定額給付金事業補助金、これら新型コロナウイルス対策の関連補助金が減少したことによるものでございます。

歳出の主な減少要因については、歳入、今申し上げた、こういったコロナ対策の事業経費の減少、そのほかは令和元年度東日本台風災害、こちらの復旧工事が完了したことによるものでございます。

それでは、資料の 1 ページの歳入から説明いたします。

款 1 町税は、総額 23 億 8,066 万 2,000 円で、前年比で 4,435 万 2,000 円、1.9% 増加しました。個人住民税は 504 万 1,000 円の減少。それから、法人町民税は新たに法人が増えたことなどによりまして、1,149 万 6,000 円増加しました。固定資産税は新增築家屋、それから、償却資産の増加によりまして、2,851 万円増加しました。軽自動車税は台数の増加等によりまして、239 万 8,000 円増加しております。

現年度の徴収率につきましては 99.1% で、前年度から 0.1 ポイント上昇しました。滞納繰越分では 12.8% で、合計した徴収率につきましては 94.8% で、前年度より 0.4 ポイント上昇しております。

款 2 の地方譲与税から資料の 3 ページの款 12 の交通安全対策特別交付金、ここ

までの交付金等につきましては、それぞれ資料にある理由によりまして、増加あるいは減少しております。このうち、款11の地方交付税、こちらの地方交付税につきましては3億8,320万6,000円増加しております。こちらについては基準財政需要額の算出に用いる国勢調査人口、こちらが平成27年では1万5,184人だったものが、令和2年には1万5,563人、こちらが基準値になったことによりまして、算定額が増加したものです。それに加えまして、今回、国の補正予算に伴う基準財政需要額の再算定、こういったことがあったことから、追加交付がありまして、増加といったことになっております。

資料の3ページお願いいたします。

款13分担金及び負担金は4,269万3,000円で、前年比で930万8,000円、17.9%減少しました。主にこちらは管外保育負担金、こちらが908万5,000円減少したことによるものです。また、保育料の徴収率につきましては、昨年度に引き続き、現年分で100%となっております。

款14使用料及び手数料は7,136万円で、前年比で349万8,000円、5.2%増加しております。こちらの要因につきましては、博物館入館料で93万2,000円、それから、保健体育施設使用料で81万2,000円、クラインガルテン使用料で75万1,000円、こちら増加したことによるものです。

使用料の主なものの徴収率については、住宅使用料の現年度分です。こちらが95.2%で、前年比では1.6ポイントほど減少しました。

款15国庫支出金は14億1,800万9,000円で、前年比で10億8,378万3,000円、43.3%減少しております。この要因については、まず増加要因としましては、新型コロナウイルスワクチン接種にかかる負担金、それから補助金です。こちらが1億9,166万8,000円、それから、住民税の非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業補助金、こちらが1億4,000万8,000円、それから、子育て世帯臨時特別給付金事業補助金が2億5,705万9,000円、こちら増加しておりますが、昨年のコロナ対応の緊急経済対策がある特別定額給付金事業補助金、こちらが15億7,790万円、こちらが皆減となっておりますので、結果としては大きく減少しております。

資料の4ページになります。

款16の県支出金、こちらは3億8,838万9,000円で、前年比で1,770万

円、4.2%減少しております。主に、地域支えあいプラスワン消費促進事業補助金、こちらが4,006万9,907円の皆減。それから、農山漁村地域整備交付金1,116万4,000円、こちらが減少したことによるものです。

款17の財産収入は2,658万1,000円で、対前年比で317万8,000円、13.6%増加しております。こちらは町有地貸付料としまして、ヒラマツ、それからアマナ、こちらの貸付料が新たに入りましたので、これに伴いまして増加しております。

それから、款18の寄附金については4億8,862万7,000円で、前年比で2億5,637万2,000円、110.4%増加しました。こちらは、新たにふるさと納税返礼品、こちらを増やすことができましたので、それによりまして、ふるさと納税寄附金が2億5,569万6,000円増加しました。

款19の繰入金は5,615万7,000円で、前年比で1億7,496万7,000円、75.7%減少しました。こちら財政調整基金繰入金1億1,000万円、それから、教育施設整備基金繰入金4,907万円、それぞれ減少によるものです。

資料の5ページお願いいたします。

款21諸収入です。こちら2億1,764万6,000円で、前年比で6,956万4,000円、47.0%増加しました。こちらの要因については、過年度分の農林水産業費国庫補助金7,032万9,000円、こちらが交付されたために増えております。

款22の町債につきましては5億1,147万1,000円で、前年比6,437万6,000円、14.4%増加しました。こちらは臨時財政対策債が増加したことによるものです。

次に、6ページお願いします。歳出になります。

款1の議会費につきましては8,643万円で、前年比で228万2,000円、2.7%増加しております。こちらにつきましては、議会用のタブレット端末、こちらの購入費、それから、タブレット端末の使用料、こういったものが増えたため増加しております。

款2の総務費は13億5,020万6,000円で、前年比で14億1,743万7,000円、51.2%減少しております。こちらの要因は、ふるさと納税関係で

委託料が1億310万3,000円、こういった増がありますが、コロナ対応の緊急経済対策事業で1人10万円を給付した特別定額給付金事業、こちらが大きく皆減ということになっておりますので、全体としては大きく減少しております。

款3の民生費は23億8,612万6,000円で、前年比で6億7,760万5,000円、39.7%増加しました。こちらの要因は、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業1億3,993万9,000円、それから、子育て世帯臨時特別給付金事業2億5,373万7,000円、それから、保育所等整備交付金6,148万4,000円、こちらの増加によりまして増えております。

7ページお願いいたします。

款4の衛生費です。こちらは5億5,037万3,000円で、前年比で8,749万円、18.9%増加しました。こちらの要因は、新型コロナウイルスワクチン接種事業経費1億6,165万円、こちらの増加によるものです。

それから、款6の農林水産業費になります。こちらが2億175万5,000円で、前年比で923万2,000円、4.4%減少しております。こちらの要因は、農山漁村地域整備交付金基盤整備促進事業で946万5,000円、それから、個別施設計画作成業務委託料748万円、こちらの減少によるものです。

款7の商工費は2億3,466万1,000円で、前年比で6,899万5,000円、22.7%減少しました。こちらの要因は、新型コロナウイルス経済対策事業である飲食業・宿泊業向けのみよたん給付金事業3,510万円、それから、プレミアム付商品券事業、こちら843万4,000円、こちらが減少したことによるものです。

7ページの終わりから8ページにかけての款8土木費についてです。こちらは6億5,226万7,000円で、前年比で1億3,485万6,000円、26.1%増加しました。主な要因としましては、町道七口線の繰越明許費の道路修繕事業、こちらが6,931万7,000円、それから、道路除雪経費としまして1,656万7,000円、それから、道路維持管理経費1,533万6,000円、それから、今年度始めた立地適正化計画策定事業委託料、こういったものの増加によるものです。

続いて、款9の消防費です。こちら2億8,501万4,000円で、前年比で282万5,000円、1.0%増加しました。こちらは御代田消防署駐車場整備工

事、こちら2,426万6,000円、こちらの増加により増えております。

款10の教育費です。6億2,385万4,000円で、前年比で1,162万2,000円、1.8%減少しました。こちらの要因については、教育施設設備基金積立金4,991万円、それから、エコールの空調設備修繕工事4,565万円、こちら実施して増えておりますが、GIGAスクール整備事業、こちら前年度から1億554万1,000円、こちら減少したことによりまして、全体額としては減少しております。

なお、項3の中学校費の増加理由としまして、消耗品（タブレット）と記入しましたが、こちらはタブレットで使用するデジタル教科書など、こういったものを購入したものでございますので、こちらちょっと付け加えさせていただきます。

それから、最後、9ページお願いいたします。

款11の災害復旧費です。こちら3,278万8,000円で、前年比で1億4,326万2,000円、81.4%減少しております。こちらは令和元年度東日本台風災害による復旧工事、それから、令和2年の8月の豪雨災害による復旧工事、こちらが完了したことによりまして、減少しております。

款12の公債費については、9億4,471万2,000円で、前年比で7,458万8,000円、8.6%増加しております。こちらは償還元金で繰上償還、こちらを1億1,294万3,000円行ったことによりまして、増えております。

款14の予備費は、土木費の道路橋梁費や教育費の社会教育費など、11の科目に対しまして1,932万3,000円ほど予備費充当をしております。

続きまして、また別のファイルになります1の3の歳入歳出決算書をお願いいたします。こちらの113ページお願いいたします。

実質収支に関する調書になります。1としまして、歳入総額は78億6,127万8,000円、2で、歳出総額は73億4,877万円、3の歳入歳出差引額は5億1,250万8,000円となっております。4の翌年度へ繰り越すべき財源としましては、(2)の繰越明許費繰越額、こちらが3,688万2,000円となっていて、5の実質収支額につきましては、3の歳入歳出差引額から4の翌年度へ繰り越すべき財源を差し引きまして、4億7,562万6,000円となっております。また、6の実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金に

つきましては、2億6,000万円を基金へ繰り入れております。5の実質収支額から6の基金繰入金2億6,000万円を差し引いた残額2億1,562万6,000円、こちらにつきましては、令和4年度へ繰り越すべき財源とあわせて、令和4年度へ繰越しをしております。

それから、地方自治法第233条第5項の規定に基づく書類としまして、歳入歳出の決算事項別明細書、こちら決算書の11ページから112ページまでとなっております。それから、財産に関する調書は207ページから、それから、地方自治法の第241条第5項の規定に基づく定額運用基金の運用状況を示す書類、こちらは212ページからそれぞれ記載してあります。それから、214ページ以降は主要事業の状況などの決算に関する説明資料を掲載しております。

決算に関する説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 議席番号12番、市村千恵子です。

何点かお聞きしていきたいと思います。

それでは、タブレットの真ん中のページの数字を言わせていただきます。

53ページです。

それでは53ページ、備考欄のほうで、すみません。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費の備考のところの12の委託料の2億513万6,310円として、広域保育委託料、私立保育所保育委託料、そして、地域型保育給付費とありますけれども、それぞれの実績の人数と、その委託料にかかる財源の内訳についてお願いいたします。

また、同じく、その56ページになるわけですが、やまゆり保育園、それから57ページに行くと、雪窓保育園と出てくるわけですが、それぞれの実績人数と、その運営費にかかる財源の内訳についてお願いしたいと思います。

続きまして、78ページお願いいたします。78ページの款6農林水産業費、項3農地費、目5多面的機能支払交付金事業ということで、令和3年度894万3,228円の決算でありますけれども、この実績の内容、そして事業効果というのはどうだったのか、令和4年度においては2団体が追加されて、今現在始まって

いるわけですが、今後新たに参加の団体の見直しはあるのか、その点をお願いしたいと思います。

続きまして、81ページ、81ページの款8土木費、項2道路橋梁費、目2の道路維持費の町道維持補修工事として、6,295万7,279円ということが出ておりますけれども、この実施された工事内容と整備延長についてお願いします。

続きまして、82ページ、款8土木費、項2道路橋梁費、目3社会資本整備総合交付金事業の橋梁修繕事業経費として、備考欄のほうに、4,265万8,000円とありますが、この実施内容と交付金の状況、それから整備率についてお願いしたいと思います。また、全体の完了予定の見直しについてもお願いしたいと思います。

続きまして、83ページ、款8土木費、項2道路橋梁費、目4町単独道路新設改良費の町道改良舗装工事として、3,228万7,030円というふうに決算額ありますが、この実施路線と内容についてお願いしたいと思います。

すみません、舗装工事の金額は3,328万7,030円ですね。すみません、訂正してお願いします。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

○町民課長（柳沢俊義君） まず、私からは、53ページにあります委託料の内訳についてご説明いたします。

まず、広域保育委託料においてですが、こちらは佐久市へ7人、小諸市へ1人、軽井沢町へ5人、佐久穂町に1人、島根県浜田市へ1人の合計15人の広域保育を委託しております。

財源といたしましては、子どものための教育・保育給付金交付金から、国として39万7,000円、県として19万8,000円が充当されております。そのほかにつきましては、一般財源からの支出となります。

それから、私立保育所保育委託料です。こちらは町内のたんぼぼ保育園、杉の子幼稚園附属保育園つくしんぼにかかる経費でございます。

人数は、たんぼぼ保育園が45人、つくしんぼが25人となっております。

財源につきましても、先ほど同様、子どものための教育・保育給付金交付金から、国が7,501万9,000円、県が2,747万6,000円が充当されております。また、これ以外に3歳未満児ですので、その他財源として、保育料1,773万3,000円が充当されております。

そのほかにつきましては、一般財源の支出で行います。

それから、地域型保育給付費でございますが、こちらは町内の小規模保育事業所おひさまのほか、町外の小規模保育事業所にかかった経費となります。

人数は、小規模保育事業所おひさまが20人、あと、町外に通園されている児童が3人でございます。

財源といたしましては、こちらも同様の子どものための教育・保育給付金交付金から、国が2,411万5,000円、県が912万5,000円となっております。また、こちら3歳未満児ですので、保育料が発生いたしますが、小規模保育事業所の場合は町で定めた保育料を園で徴収するという仕組みになっておりますので、こちらのほうが園のほうの収入となっております。そのほかにつきましては、一般財源の支出となります。

続きまして、56ページにあります公立保育園のやまゆり保育園です。やまゆり保育園は105人が在籍しておりました。

運営費の財源でございますが、保育対策総合支援事業費補助金などの、いわゆる国からの補助金が26万4,000円、多子世帯保育料減免事業費補助金などの県補助金が37万2,000円。また3歳未満児の保育料、それから3歳以上児の副食費など、その他財源といたしまして、1,100万8,000円でございます。そのほかは、一般財源からの支出となります。

それから、57ページの一番下以降の雪窓保育園でございますが、193人が在籍しておりました。

財源といたしましては、先ほどの保育対策総合支援事業費補助金ほか、国の補助金が28万5,000円、多子世帯保育料減免事業費ほかの県補助金が20万4,000円、3歳未満児の保育料及び3歳以上児の副食費など、その他財源が1,715万7,000円であります。そのほかは、一般財源からの支出となります。

以上です。

○議長（五味高明君） 金井産業経済課長。

○産業経済課長（金井英明君） 78ページの農林水産業費、多面的機能支払交付金の令和3年度実績と効果、また、新たな参加団体についてお答えいたします。

令和3年度に実施した地区は、塩野地区、馬瀬口地区、草越地区の3地区です。それぞれが指定した農地や農業施設の維持と施設の長寿命化を図るため、活動計画

を作成した上で、保全活動を実施しております。

主な活動内容は、耕作の始まる4月頃と耕作の終わる9月以降に水路や農道、畑かんなどの農業用施設の点検と泥上げ、軽微な補修を実施し、累計で193の方が参加しております。また、6月から9月にかけては、農地のり面や農業施設周辺の草刈り作業に累計で141人が参加したほか、豪雨や降ひょうの際の農地パトロールに累計で24の方が巡視しております。

このほか、4月には会議を開催し、事業活動の計画や課題について話し合うなど、組織をもって農地等の保全活動を努めております。

これらの活動によって、施設の長寿命化や農地保全の意識向上につながっております。また、塩野の下ノ平・梨ノ木灌水組合においては、世代間交流センターに活動した写真を掲示するなどの広報活動により、地域の方々に関心を持っていただくことで、地域の理解も進み、農地の利用促進などの効果が期待されております。

新たな参加団体の見通しについては、令和4年度には、豊昇、地藏河原地区、児玉、城ノ内地区の2団体が新たに活動を始めております。

今後の予定される候補地としては4地区が考えられますが、現段階では、新規立ち上げのめどが立っている地区はございません。

以上です。

○議長（五味高明君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） それでは、まず81ページの款8土木費、項2道路橋梁費、目2の道路維持費の道路修繕工事6,295万7,279円の実施された工事内容と整備延長はということで、お答えいたします。

全体で85件の工事を実施したところでございます。その中でも比較的規模の大きな路線としましては、5路線ほど挙げますと、1路線目は、塩野地区の町道大谷地線の舗装修繕を158m。2路線目は、上宿地区の町道須賀沢鴨田線の舗装修繕を266m。3路線目は、小田井地区の町道長倉中野駅線の側溝修繕を34m。4路線目は、児玉地区の町道飯綱鶴巻線の舗装修繕を351m。5路線目は、西軽井沢地区の町道東台11号線の舗装修繕を297m実施しました。

そのほかといたしましては、小規模の舗装修繕や側溝修繕のほかに、破損した側溝の布設替えや民地内への雨水の流入を防ぐためにアスカーブの設置、転落防止柵のフェンスやガードレールの設置のほか、警戒標識の設置、区画線やグリーンベル

トといった路面標示の工事を実施したところでございます。

続きまして、82ページの款8土木費、項2道路橋梁費、目3の社会資本整備総合交付金事業の橋梁修繕事業経費4,265万8,000円の実施内容と交付金の状況と整備率、また、全体の完了等の見通しについてお答えいたします。

本年度の橋梁修繕事業は3橋の補修工事を実施しました。3橋の工事箇所は、しなの鉄道跨線橋の馬瀬口地区、丸山畑地、圃場内にある源平橋。同じく、しなの鉄道跨線橋の向原地区、清緑苑西に当たります向原橋、それと、清万地区、浅間サンライン南の濁川にかかる清万橋で、工事の内容としましては、跨線橋2橋については軌道から橋の桁下までの作業を除く、上部工の橋面舗装や地覆等の補修です。

清万橋は河川内での作業も比較的容易であったため、上部工の橋面舗装や地覆防護柵、そして、下部工の橋台クラック補修等を実施しました。

補修工事3橋が完了すると健全な橋梁は47橋となりますが、町内の補修対象の橋梁56橋に対して整備率84となりますが、本年度に完全に完了した橋梁は清万橋1橋のみでございますので、他の2橋は線路内、軌道内での桁下の作業が残っておりまして、整備途中の状況でございます。

完全に整備済みの清万橋1橋をカウントしますと、整備済みの橋梁は45橋となりまして、56橋に対する整備率は80%になります。

当該修繕工事につきましては、国土交通省所管補助の道路メンテナンス事業補助金を活用しておりまして、補助率は55%です。当該年度の国費2,346万1,000円となっております。令和3年度、4年度では、要望額に対してほぼ満額で交付決定されている状況でございます。

最後に、全体完了の見通しについてですが、補修が必要な橋梁のうち、この向原橋につきましては、しなの鉄道、軌道敷内にある橋梁下部の補修工事を現在実施中でございます。令和4年度内に完成する見込みでございます。

残る大がかりな3橋ありまして、ふるさと大橋、軽井沢大橋、源平橋の補修工事を以降、計画的に実施していく考えでございます。

補修規模が大きく、鉄道絡みの橋も残っておりまして、多額の費用を要するため、全体の完了年度がはっきりとまだ見えてきてはおりませんが、国庫補助金の交付状況や町の予算状況も考慮しながら、なるべく早めに全て完了できればというふうに考えております。

最後になりますが、83ページの目4町単独橋梁新設改良費の道路改良補修工事3,328万7,030円の実施路線の内容を説明します。

全部で5路線を実施したところでございます。

1路線目は、栄町地区の町道一里塚国道線で、旧役場前の塩野御代田停車場線に至る最終区間の22mの側溝修繕工事を実施しました。2路線目は、一里塚地区の町道国道清万線で、こちらは一里塚地区、世代間交流センター西側を通る町道を最終工区として、交流センターの前から浅間サンラインに接続する交差点までの260mの舗装と側溝修繕工事を実施しました。3路線目は、塩野地区の旧県道の町道塩野区内線を消防団の詰所から西側に、塩野コミュニティセンターまでの間で老朽化や破損している側溝の修繕工事を86m実施しました。3路線とも道路長寿命化計画に基づく起債事業として、公共施設等適正管理推進事業債を活用し、90%の起債を充てております。

4路線目は、平和台地区の町道平和台団地内13号線（支線5）で、こちらは側溝と舗装修繕を50m実施しております。最後の5路線目は、児玉地区の町道辰巳畑岩下線で、舗装修繕を複数年にわたり継続的に実施してまいりましたが、本年度、96m施工し、整備計画路線については全て完了したところでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） すみません、ちょっとお聞きします。

今の保育園関係の運営費といいますか、財源内訳というのが説明されたわけですが、その保育料の無償化ということになって、かなり町の負担というのが、今お聞きするとかなり大きいのかなという中で、いつ頃からか運営費というのが特定財源で来なくて、一般財源化された――交付税の中に含まれているようなことがありました。そういうような状況ということの理解でいいですか。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

○町民課長（柳沢俊義君） 議員おっしゃっているように、そのように交付税措置をされておりますので、一般財源化でなっているという認識でいいかと思えます。

○議長（五味高明君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかに質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

この際、暫時休憩します。開始時間はブザーにてお知らせします。

(午前 11 時 07 分)

(休 憩)

(午前 11 時 17 分)

○議長 (五味高明君) 休憩前に引き続き、本会議を再開し、議事を続行します。

――― 日程第 7 議案第 62 号 令和 3 年度御代田財産区特別会計

歳入歳出決算の認定について―――

○議長 (五味高明君) 日程第 7 議案第 62 号 令和 3 年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

(企画財政課長 内堀岳夫君 登壇)

○企画財政課長 (内堀岳夫君) 議案書の 15 ページをお願いします。

議案第 62 号 令和 3 年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 2 日 提出

御代田町長 小園拓志

決算書の 115 ページをお願いいたします。

款項別集計表の歳入になります。

款 1 財産収入、項 1 財産運用収入は、収入済額で 288 万 1,098 円でした。内訳は、土地貸付料として財産区有地の貸付料 280 万円、それから基金預金利子として財政調整基金の利子であります。項 2 の財産売払収入はありませんでした。

款 2 繰入金、項 1 基金繰入金、こちらは 970 万円です。財政調整基金からの繰入金になります。

款 3 繰越金は 174 万 1,623 円、こちらは令和 2 年度からの繰越金です。

款 4 諸収入はありませんでした。

歳入合計 1,432 万 2,721 円となり、予算額に対する執行率は 99.9% となっています。

続いて、116 ページをお願いします。

歳出になります。

款 1 総務費、項 1 総務管理費は、支出済額 1,170 万 4,772 円でした。主なものは、財産区有地の管理委託料 400 万円、それから下刈委託料 640 万円となっております。

款 2 の予備費は充当ありませんでした。

歳出合計 1,170 万 4,772 円となり、予算額に対する執行率は 81.7% となっております。

117 ページをお願いします。

歳入歳出差引残額 261 万 7,949 円となりまして、こちらは 8 月 19 日開催の御代田財産区管理会において合意を得ております。

続いて、121 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。

1. 歳入総額 1,432 万 2,000 円、2. 歳出総額 1,170 万 4,000 円、3. 歳入歳出差引額 261 万 7,000 円となっております。4. 翌年度へ繰り越すべき財源はありません。このため、5. 実質収支額は 261 万 7,000 円となりまして、全額令和 4 年度へ繰越しをしております。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 8 議案第 63 号 令和 3 年度小沼地区財産管理特別会計

歳入歳出決算の認定について―――

○議長（五味高明君） 日程第 8 議案第 63 号 令和 3 年度小沼地区財産管理特別会計 歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

(企画財政課長 内堀岳夫君 登壇)

○企画財政課長(内堀岳夫君) 議案書の16ページになります。

議案第63号 令和3年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月2日 提出

御代田町長 小園拓志

別冊の決算書の123ページをお願いします。

款項別集計表の歳入になります。

款1財産収入、項1財産運用収入は、収入済額1万2,272円でした。こちらの内訳は土地貸付料と財政調整基金の利子です。項2財産売払収入はありませんでした。

款2繰入金、項1基金繰入金293万円、こちらは財政調整基金からの繰入金です。

款3繰越金140万8,932円は、令和2年度からの繰越金です。

款4諸収入はありませんでした。

歳入合計435万1,204円となり、予算額に対する執行率は100%となっております。

次に、124ページをお願いします。

歳出になります。

款1総務費、項1総務管理費は、支出済額で276万6,950円でした。主なものは、林野管理委託料252万2,000円、それから委員報酬18万円でございます。

款2予備費は充当ありませんでした。

歳出合計276万6,950円となり、執行率は63.6%となっております。

次に、125ページをお願いします。

歳入歳出差引残額は158万4,254円となりまして、こちらについても8月19日開催の小沼地区財産管理委員会で同意を得たものとなっております。

129ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。

1. 歳入総額435万1,000円、2. 歳出総額276万6,000円、3. 歳入歳出差引額158万4,000円、4. 翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、5. 実質収支額は158万4,000円となります。こちらは全額を令和4年度へ繰越しをしております。

説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第9 議案第64号 令和3年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計

歳入歳出決算の認定について―――

○議長（五味高明君） 日程第9 議案第64号 令和3年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書17ページをお願いします。

議案第64号 令和3年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月2日 提出

御代田町長 小園拓志

決算書の131ページをご覧ください。

歳入・歳出決算書款項別集計表でございます。

まず、歳入でございます。

款1項1国民健康保険税、収入済額4億939万8,854円で、前年度比

2.7%の減となりました。徴収率ですが現年97.1%です。被保険者数は3,625名で63名減少となっております。不納欠損額1,317万5,137円、こちらは法令に基づく時効等でございます。収入未済額6,360万3,699円でございます。

款2 使用料及び手数料、項1 手数料、こちらは国税の督促手数料として23万7,900円の収入でございます。

款3 国庫支出金、項1 国庫補助金561万2,000円の収入でございます。社会保障・税番号制度システム整備費補助金、それから新型コロナの影響による国税の減免に対して交付される災害等臨時特例補助金、またコロナ禍において特定保健指導等を適切に実施するための費用に対する特定保健指導推進事業補助金となっております。

款4 県支出金、項1 県補助金10億3,301万1,038円の収入でございます。市町村が支払う保険給付費等に要する費用に対し全額交付されます普通交付金と医療費の適正化に向けた取組や生活習慣病予防事業等の取組に応じて交付される特別交付金となっております。

款5 財産収入、項1 財産運用収入9万1,324円です。こちらは国民健康保険支払準備基金の利息等運用益の収入でございます。

款6 繰入金、項1 他会計繰入金1億720万2,295円で、前年度比2.2%の増となりました。一般会計から保険基盤安定の繰入金が主なものとなっております。

款7 項1 繰越金、令和2年度からの繰越金が1億2,524万8,601円でございます。

款8 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料、こちらは延滞金として279万9,300円を収入しております。項2 受託事業収入は収入ございません。項3 雑入489万2,105円でございます。こちらは国保資格喪失後の保険証使用に伴う医療費の返還分ですとか、令和2年度保険給付費等交付金の還付金を収入しております。収入未済となっております19万9,861円につきましては、過年度分として返納を求めてまいります。

歳入合計16億8,849万3,417円となっております。予算に対する執行率につきましては100.3%ございました。

続いて、132ページをご覧ください。

歳出でございます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、支出済額 5 1 1 万 8, 4 1 4 円となりました。通信運搬費や委託料が主なもので、国保資格システムの改修や関係帳票の作成などを支出しております。項 2 徴税費、賦課徴収経費として電算処理委託料等 4 0 2 万 4, 1 6 3 円の支出でございます。項 3 運営協議会費につきましては 2 万 7, 0 0 0 円、こちらは報酬等でございます。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、こちらは療養給付費、療養費等の支出で 8 億 9, 1 7 9 万 8, 1 7 5 円となりました。前年度比で 1.7% の減でございます。項 2 高額療養費 1 億 2, 1 5 2 万 5 8 7 円で、前年度比で 15.4% の減でございます。項 3 出産育児一時金 2 9 4 万 1, 4 7 0 円です。こちらは 7 件の支出でございます。項 4 葬祭諸費 8 0 万円でございます。こちらは 1 6 件の支出となっております。項 5 傷病手当諸費 4 万 2, 9 9 9 円、こちらは 1 件でございますが、コロナによる傷病手当金を支出しております。

款 3 国民健康保険事業費納付金でございます。こちらは市町村の被保険者数、それから所得水準、医療費水準等を加味した上で県から示された金額を納めるものとなっております。項 1 医療給付費につきましては 2 億 8, 8 1 1 万 8, 4 3 1 円、前年度比で 0.2% 減となっております。項 2 後期高齢者支援金等 1 億 1, 0 7 6 万 6 4 円で、こちらは前年度比で 2.1% 減、項 3 介護納付金 4, 3 1 3 万 3, 3 5 6 円で、前年度比 8.5% 減となっております。

款 4 保健事業費、項 1 特定健康診査等事業費 1, 2 5 4 万 9, 9 7 8 円で、こちらは特定健康診査等の事業費となっております。項 2 保健事業費 1, 1 0 8 万 1, 0 0 1 円ですが、こちらは保健指導を行う職員の賃金、それから人間ドックの補助金等となっております。

款 5 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金 1, 1 3 0 万 7, 1 7 0 円の支出です。保険給付費等交付金の返還金等となっております。

款 6 項 1 基金積立金ですが、7, 0 1 0 万円を支払準備基金のほうに積立てております。

款 7 項 1 予備費ですが、諸支出金のほうへ 2 4 万 5, 0 0 0 円ほど充当しております。

歳出合計ですが、1 5 億 7, 3 3 2 万 2, 8 0 8 円でございます。予算額に対する

執行率 93.5%でした。

歳入歳出差引残額ですが、1億1,517万609円となっております。

続いて、144ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

まず、歳入総額16億8,849万3,000円、歳出総額15億7,332万2,000円、歳入歳出差引額1億1,517万円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額が1億1,517万円で、この金額が令和4年度への繰越しとなります。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第10 議案第65号 令和3年度御代田町介護保険事業勘定特別会計

歳入歳出決算の認定について―――

○議長（五味高明君） 日程第10 議案第65号 令和3年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書の18ページをご覧ください。

議案第65号 令和3年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月2日 提出

御代田町長 小園拓志

決算書の146ページをご覧ください。

歳入・歳出決算書款項別集計表、まず、歳入でございます。

款 1 保険料、項 1 介護保険料、収入済額 2 億 3,780 万 2,430 円で、前年度比 1.9% 増となりました。普通徴収の現年度徴収率 95.2% でございます。不納欠損額 194 万 7,520 円、こちらは法令に基づく時効等でございます。収入未済額 287 万 3,510 円でございます。

款 2 分担金及び負担金、項 1 負担金 95 万 8,040 円の収入でございます。介護予防事業の利用者負担金となっております。収入未済となっております 8,964 円は翌年度での納入となっております。

款 3 使用料及び手数料、項 1 手数料でございます。こちらは督促の手数料として 5 万 3,810 円の収入でございます。

款 4 国庫支出金、項 1 国庫負担金 1 億 7,705 万 6,620 円で、前年度比 0.2% の減でございます。こちらは介護給付費に対する国の負担金でございます。項 2 国庫補助金 6,128 万 5,498 円で、前年度とほぼ同額となっております。調整交付金、それから地域支援事業交付金、また保険者機能強化推進交付金、保険者努力支援交付金などとなっております。

款 5 項 1 支払基金交付金 2 億 7,947 万円で、前年度比 1.3% の減となりました。こちらは介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金となっております。

款 6 県支出金、項 1 県負担金 1 億 4,576 万 2,500 円で、前年度比 1.2% 減でございます。こちらは国庫同様、給付費に対する県の負担金でございます。項 2 県補助金 1,136 万 2,605 円で、前年度比 2.0% の増でございます。こちらは地域支援事業交付金となっております。

款 7 財産収入、項 1 財産運用収入 4 万 1,211 円の収入でございます。こちらは介護保険基金の利息等運用益の収入となっております。

款 8 繰入金、項 1 他会計繰入金 1 億 6,315 万 4,005 円で、前年度比 0.5% の減となっております。一般会計から介護給付費、地域支援事業等への繰入れとなっております。項 2 基金繰入金 1,330 万円、こちらを介護保険基金から繰入れております。

款 9 項 1 繰越金、令和 2 年度からの繰越金が 4,342 万 1,177 円でございます。

款 10 諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料、こちらは延滞金としまして 27 万 2,480 円を収入しております。項 2 サービス収入 212 万 1,840 円で、居宅

介護予防支援サービス計画費の収入となっております。項3雑入ですが、2万3,900円の収入がありました。

歳入合計11億3,608万6,116円で、予算に対する執行率は99.5%でございました。

147ページをご覧ください。

歳出になります。

款1項1総務費、支出済額1,642万5,281円で、前年度比6.8%の減となっております。主な支出ですが、電算処理委託料、それから佐久広域連合介護認定審査会負担金等となっております。

款2項1保険給付費9億9,225万8,791円、前年度比0.1%の減となっております。居宅や施設などの介護サービス給付経費となっております。

款3地域支援事業費、項1包括的支援事業・任意事業費3,496万6,680円の支出でございます。こちらは地域包括支援センターの運営経費、それから要介護、一般高齢者への配食等、任意事業経費となっております。項2介護予防・生活支援サービス事業費2,920万4,949円でございます。要支援事業対象者への配食など生活支援サービスや訪問型、通所型サービスの支出となっております。項3一般介護予防事業86万3,217円でございます。こちらは介護予防普及啓発事業として介護予防教室、生活サポーター養成事業等の経費となっております。

款4項1基金積立金、基金の利息分としまして5万円を積立てております。

款5項1諸支出金645万9,457円で、こちらは国、県への返還金等となっております。

款6項1予備費でございますが、保険給付費へ2万6,000円ほど充当しております。

歳出合計10億8,022万8,375円でございます。予算に対する執行率94.6%でございます。

歳入歳出差引残額は5,585万7,741円でございます。

161ページをご覧ください。

実質収支に関する調書です。

歳入総額11億3,608万6,000円、歳出総額10億8,022万8,000円、歳入歳出差引額5,585万7,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませ

るので、実質収支額が5,585万7,000円となっており、これが令和4年度への繰越しとなります。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第11 議案第66号 令和3年度御代田町後期高齢者医療特別会計

歳入歳出決算の認定について―――

○議長（五味高明君） 日程第11 議案第66号 令和3年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書の19ページをご覧ください。

議案第66号 令和3年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月2日 提出

御代田町長 小園拓志

決算書の163ページをご覧ください。

歳入・歳出決算書款項別集計表、まず、歳入でございます。

款1項1後期高齢者医療保険料、収入済額1億3,787万5,380円で、前年度比6.5%増となっております。普通徴収現年度徴収率99.0%でございました。不納欠損額24万3,000円、こちらは法令に基づく時効等でございます。収入未済額139万9,120円でございました。

款2使用料及び手数料、項1手数料、督促手数料として2万7,000円の収入でございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金3,687万9,778円で、前年度比14.6%の減でございます。事務費、保険基盤安定、それから保健事業費に対しての繰入れとなっております。

款4項1繰越金、こちらは令和2年度からの繰越金で54万2,535円でございます。

款5諸収入、項1延滞金、加算金及び過料、こちらは5万2,400円で、延滞金の収入でございます。項2償還金及び還付加算金14万5,500円、こちらは保険料の還付金でございます。項3雑入289万5,458円で、健診事業の広域連合の支出金、また人間ドックに対する特別調整交付金となっております。

歳入合計1億7,841万8,051円となっております。予算に対する執行率は99.4%でございました。

164ページをご覧ください。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、支出済額134万4,435円で、前年度比37.4%の減でございます。電算処理委託料、通信運搬費が主な支出となっております。項2徴収費、賦課徴収経費として44万6,175円の支出でございます。こちらは印刷製本費、通信運搬費が主な支出です。

款2項1後期高齢者医療広域連合納付金1億7,250万3,021円で、前年度比5.3%の増でございます。保険料等の負担金、また保険基盤安定の負担金となっております。

款3保健事業費、項1健診事業費240万9,885円で、前年度比20.7%増でございます。こちらは後期高齢者の健診の委託料となっております。項2保健事業費117万円となりました。こちらは人間ドックの補助金でございます。

款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金14万5,500円、こちらは保険料の還付金でございます。

款5項1予備費でございますが、こちらは保健事業費のほうへ8万3,000円を充当しております。

歳出合計1億7,801万9,016円でございます。予算に対する執行率99.2%でございました。

歳入歳出差引残額は39万9,035円となっております。

171ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1億7,841万8,000円、歳出総額1億7,801万9,000円、歳入歳出差引額39万9,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額39万9,000円で、これが令和4年度への繰越しとなります。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第12 議案第67号 令和3年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計
歳入歳出決算の認定について―――

○議長（五味高明君） 日程第12 議案第67号 令和3年度御代田町住宅新築資金等
貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書20ページをご覧ください。

議案第67号 令和3年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月2日 提出

御代田町長 小園拓志

歳入歳出決算書の173ページをご覧ください。

歳入・歳出決算書款項別集計表、住宅新築資金等貸付事業特別会計、歳入でございます。

上から順に収入済額を申し上げます。

款 1 県支出金、項 1 県補助金 9 万 7,000 円は、償還推進事業費に対する 4 分の 3 相当の補助でございます。

款 2 繰越金 1 億 6 万 1,054 円は前年度からの繰越金です。

款 3 諸収入、項 1 貸付金元利収入 1 億 5 万 8,940 円は、貸付金元利収入の現年分と未償還分でございます。項 2 延滞金、加算金及び過料はありませんでした。

したがって、歳入合計は 4 億 1 万 6,994 円でございます。

次の 174 ページをご覧ください。

住宅新築資金等貸付事業特別会計、歳出でございます。

款 1 土木費、項 1 住宅費、支出済額 3 億 6 万 4,000 円は、一般会計への繰出金と消耗品費、光熱水費等でございます。

歳出合計も同じく 3 億 6 万 4,000 円でございます。

次の 175 ページをご覧ください。

歳入歳出差引残額は 5 万 2,994 円です。

続きまして、179 ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

1. 歳入総額は 4 億 1 万 6,000 円です。2. 歳出総額は 3 億 6 万 4,000 円です。3. 歳入歳出差引額は 5 万 2,000 円です。4. 翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5. 実質収支額は 5 万 2,000 円です。6. 実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額ははありません。

以上のとおり、ご審議をお願いします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 議席番号 12 番、市村千恵子です。

この住宅新築資金貸付でありますけど、監査委員の報告にもあったように収入未済額が 1 億 5,378 万 864 円とあるわけですが、この滞納件数、それから滞納額、今まで補填のために一般会計から繰入れた総額についてお願いしたいと思っております。

以前にお聞きした時にも、もう国への償還は令和元年度末で終了しているわけですが、この滞納者の方からは引き続き返済をしていただくということなんですが、

この辺については現在も変わっていないのか、現在、23万円を一般会計のほうに戻したということでもありますけれども、この返済状況と今後の解決策についてお願いいたします。

○議長（五味高明君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） まず、滞納件数、滞納額、補填のための一般会計からの繰入総額についてお答えいたします。

令和4年9月1日時点の滞納件数及び滞納額は、宅地取得資金が15件、5,811万6,238円、住宅改築資金が3件、485万9,257円、住宅新築資金が15件で9,884万7,990円です。全体では、滞納件数33件、滞納額1億6,182万3,485円でございます。

また、一般会計からの繰入額は、昭和45年から令和2年度までの総額で2億4,420万53円でございます。住宅新築資金等貸付事業特別会計から一般会計への繰出金が令和元年度から令和3年度で508万6,000円ですので、差引きしますと、実質的な一般会計からの繰入金総額は2億3,911万4,053円でございます。

それと、現在の返済状況と解決策についてもお答えします。

住宅新築資金等の貸付金については、令和2年7月で最終納期を迎え、現在は新たな調定は発生しておりません。現在の償還状況は、令和4年4月から新たに2名の方が宅地取得資金及び住宅新築資金を定期的に納付していただいております。また、2名の方が不定期ではありますが、宅地取得資金を納付している状況でございます。令和3年度の納付額は15万8,940円でございます。

現在、抱えている滞納者の存否、相続、転出先、当時の賃貸借契約の確認、連帯保証人、登記簿の抵当権の設定等の調査は一通り終了したところでございます。

先日、町外に転出されている滞納者へ、当時の状況や現在の状況等についてお話を伺いたい旨の通知を送りましたが、反応がありませんので、今後、訪問する予定でございます。また、通知先から転居された方もいることが分かりましたので、転居先を再調査しているところでもございます。

町内にお住いの滞納者についても、令和4年度中に個別訪問を実施いたします。

以上でございます。

○議長（五味高明君） 市村千恵子議員。

○ 1 2 番（市村千恵子君） 終わります。

○ 議長（五味高明君） ほかに質疑がある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―― 日程第 1 3 議案第 6 8 号 令和 3 年度御代田町公共下水道事業特別会計

歳入歳出決算の認定について――

○ 議長（五味高明君） 日程第 1 3 議案第 6 8 号 令和 3 年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○ 建設水道課長（大井政彦君） 議案書 2 1 ページをご覧ください。

議案第 6 8 号 令和 3 年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 3 年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 2 日 提出

御代田町長 小園拓志

歳入歳出決算書 1 8 1 ページをご覧ください。

歳入・歳出決算書款項別集計表、公共下水道事業会計、歳入でございます。

上から順に収入済額を申し上げます。

款 1 分担金及び負担金、項 1 負担金 1, 8 3 8 万 9, 2 0 0 円は、受益者負担金、分担金でございます。不納欠損額 4 7 5 万 7, 5 1 0 円は、法令の規定に基づく時効消滅によるものでございます。

款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料 3 億 4, 0 8 9 万 9, 7 2 9 円は、下水道使用料でございます。項 2 手数料 6 9 万 3, 7 0 0 円は、督促手数料と指定工事店の申請手数料でございます。不納欠損額 9 1 万 8 2 3 円は、法令の規定に基づく時効消滅によるものでございます。

款 3 繰入金、項 1 他会計繰入金 1 億 9, 3 2 5 万 5, 0 0 0 円は、一般会計からの

繰入金です。

款4繰越金930万2,644円は、前年度からの繰越金です。

款5諸収入、項1延滞金、加算金及び過料42万8,086円は、延滞金等でございます。項2雑入3万1,800円は、金抜設計手数料等でございます。

款6町債2億2,520万円は、環境整備に伴う事業債でございます。

款7国庫支出金、項1国庫補助金500万円は、ストックマネジメント実施計画、処理場の改築5か年計画における社会資本整備総合交付金でございます。

したがいまして、歳入合計は7億9,320万159円でございます。

次の182ページをご覧ください。

公共下水道事業会計、歳出でございます。

上から順に支出済額を申し上げます。

款1土木費、項1都市計画費2億3,144万4,859円は、処理場の維持管理に関する経費並びに下水道本管工事、新築に伴う公共ますの設置工事及び繰越明許によるストックマネジメント計画策定業務委託が主でございます。

款2公債費5億5,714万1,392円は、起債元金、利子の償還金でございます。

款3予備費の支出はありませんでした。

したがいまして、歳出合計は7億8,858万6,251円でございます。

次の183ページをご覧ください。

歳入歳出差引残額は461万3,908円でございます。

続きまして、190ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

1. 歳入総額は7億9,320万円でございます。2. 歳出総額は7億8,858万6,000円です。3. 歳入歳出差引額は461万3,000円です。4. 翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額316万2,000円です。5. 実質収支額は145万1,000円です。6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はありません。

以上のとおり、ご審議をお願いします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

昼食のため休憩します。午後は1時30分より再開します。

(午後 0時04分)

(休 憩)

(午後 1時30分)

○議長(五味高明君) 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

―――日程第14 議案第69号 令和3年度御代田町農業集落排水事業特別会計

歳入歳出決算の認定について―――

○議長(五味高明君) 日程第14 議案第69号 令和3年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

(建設水道課長 大井政彦君 登壇)

○建設水道課長(大井政彦君) 議案書22ページをご覧ください。

議案第69号 令和3年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明します。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

令和4年9月2日 提出

御代田町長 小園拓志

歳入歳出決算書192ページをご覧ください。

歳入・歳出決算書款項別集計表、農業集落排水事業特別会計、歳入でございます。上から順に収入済額を申し上げます。

款1分担金及び負担金、項1分担金49万5,156円は、草越・広戸事業組合の受益者分担金として事業費の7%分と新規加入者の分担金でございます。

款2使用料及び手数料、項1使用料827万44円は、下水道使用料です。項2手数料2,300円は、督促手数料でございます。

款3繰入金、項1他会計繰入金1,947万6,000円は、一般会計からの繰入

金です。

款4繰越金97万3,713円は、前年度からの繰越金です。

款5諸収入、項1延滞金、加算金及び過料3,200円は延滞金です。項2雑入の収入はありませんでした。

したがいまして、歳入合計は2,922万413円です。

次の193ページをご覧ください。

歳出です。上から順に支出済額を申し上げます。

款1農林水産業費、項1農地費1,138万1,740円は、処理場保守管理委託料と光熱水費が主なものになります。

款2公債費1,737万2,794円は、起債元金利息の償還金です。

款3予備費の支出はありませんでした。

したがいまして、歳出合計は2,875万4,534円です。

次の194ページをご覧ください。

歳入歳出差引額は46万5,879円です。

続きまして、198ページをご覧ください。

実質収支に関する調書です。1. 歳入総額は2,922万円です。2. 歳出総額は2,875万4,000円です。3. 歳入歳出差引額は46万5,000円です。4. 翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5. 実質収支額は46万5,000円です。6. 実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はありません。

以上のとおり、ご審議をお願いします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第15 議案第70号 令和3年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計
歳入歳出決算の認定について―――

○議長（五味高明君） 日程第15 議案第70号 令和3年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

(建設水道課長 大井政彦君 登壇)

○建設水道課長(大井政彦君) 議案書23ページをご覧ください。

議案第70号 令和3年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明します。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

令和4年9月2日 提出

御代田町長 小園拓志

歳入歳出決算書200ページをご覧ください。

歳入・歳出決算書款項別集計表、個別排水処理施設整備事業特別会計歳入です。上から順に収入済額を申し上げます。

款1 使用料及び手数料、項1 使用料、529万1,028円は合併処理浄化槽の施設使用料で98基分でございます。項2 手数料400円は督促手数料です。

款2 繰入金、項1 他会計繰入金603万3,000円は一般会計からの繰入金です。

款3 繰越金11万168円は、前年度からの繰越金です。

款4 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料はありませんでした。

したがって、歳入合計は1,143万4,596円でございます。

次の201ページをご覧ください。

歳出です。上から順に支出済額を申し上げます。

款1 衛生費、項1 保健衛生費549万9,846円は合併処理浄化槽の保守管理委託料でございます。

款2 公債費590万8,828円は、起債元金・利子の償還金です。

款3 予備費の支出はありませんでした。

したがって、歳出合計は1,140万8,674円でございます。

次の202ページをご覧ください。

歳入歳出差引額は2万5,922円でございます。

続きまして、206ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。

1. 歳入総額は1,143万4,000円です。2. 歳出総額は1,140万8,000円です。3. 歳入歳出差引額は2万5,000円です。4. 翌年度へ繰り越すべき財源はありません。したがって、5. 実質収支額も2万5,000円です。6. 実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はありませんでした。

以上のとおり、ご審議をお願いします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第16 議案第71号 令和3年度御代田小沼水道事業会計

利益の処分及び歳入歳出決算の認定について―――

○議長（五味高明君） 日程第16 議案第71号 令和3年度御代田小沼水道事業会計利益の処分及び歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書24ページをご覧ください。

議案第71号 令和3年度御代田小沼水道事業会計利益の処分及び歳入歳出決算の認定について説明します。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和3年度御代田小沼水道事業特別会計利益の処分について、議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、令和3年度御代田小沼水道事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付します。

令和4年9月2日 提出

御代田町長 小園拓志

地方公営企業法で定められています決算書は議案書のとおりですが、本決算書は新会計基準による運用システムに完全移行しているもので、その概要については資

料番号3の令和3年度御代田小沼水道事業決算状況で説明します。

資料番号3をご覧ください。

2、経営成績及び3、資金収支状況は、消費税込みの当初予算額及び決算額を記載したものです。公営企業としての8年目の業務活動の結果は、1の給水業務に記載のとおりでした。

年度末の給水戸数は3,675戸で、年間有収水量は約84万 m^2 でございました。

次に、2、経営成績を上から順に決算額を申し上げます。

①の営業収益の1億8,926万7,175円は、主たる営業活動から生ずる収益で、水道使用料、消火栓管理料等が主なものでございます。

②の営業費用の1億5,676万3,047円は、主たる営業活動から生ずる費用で、人件費、受水費、光熱費、修繕費、検針委託料等が主なものでございます。

③の営業利益は、①の営業収益と②の営業費用の収支で3,250万4,128円です。

④の営業外収益の2,065万1,670円は、金融及び販売活動に伴う収益、その他主たる営業活動以外から生ずる収益で、基金積立利息、減価償却補助金相当額等が主なものでございます。これは、過去に水道事業として改良に充てるために受けた補助金を分割計上するように定められているところによるものでございます。

⑤の営業外費用の851万9,031円は、金融及び財務活動に伴う費用、その他主たる営業活動に係る費用以外の費用で、企業債利息や消費税等がこれに当たります。

⑥の経常利益は、③の営業利益に④の営業外収益と⑤の営業外費用の収支を加えたもので、4,463万6,767円でございます。

⑦の特別利益は、該当がありませんでした。

⑧の特別損失も、該当がありませんでした。

したがって、⑨の当期純利益は、⑥の経常利益に⑦の特別利益と⑧の特別損失の収支を加えたもので4,463万6,767円でございます。

以上の経営成績を受けて、当年度の資金状況は、③の資金収支状況に記載のとおりです。上から順番に申し上げます。

①の経常収入の1億8,413万9,793円は、給水費、給水手数料等ござい

ます。

②の経常支出の3,155万3,341円は、浄水給水費、企業債取扱諸費等でございます。

③の経常収支差額はプラス1億5,258万6,452円です。

④の資本的収入の2,446万7,000円は、新規加入金、国庫補助金等でございます。

⑤資本的支出の1億1,070万2,099円は、建設改良費、企業債償還金等でございます。

⑥資本的収支差額は、マイナス8,623万5,099円でございます。

したがいまして、資本的収支はマイナスとなりましたが、営業活動で得た経常収支のプラスの資金があるため、全体の資金収支はプラスとなっております。

続きまして、歳入歳出決算書（水道）の18ページをご覧ください。

本議会におきまして、決算認定とあわせて今回、未処分利益剰余金からの資本金への組み入れの議決を賜りたい利益の処分案でございます。

未処分利益剰余金は、地方公営企業法第32条第2項の規定により処分したものについて記載しております。

表の右側にあります当年度末残高の未処分利益剰余金をどのように処分させていただくかということを表しております。

当年度末残高は、本決算書の16ページの損益計算書のとおり7,333万388円でございますが、議会の議決により、5,781万962円につきましては資本金へ繰り入れさせていただきますようお願いいたします。

この金額については、資本的収支の不足額を補填する財源として建設改良積立金を取り崩した額となっております。

残りの1,551万9,426円につきましては、御代田町水道事業の剰余金の処分等に関する条例第2条の規定により、減債積立金390万円は企業債の償還を目的に4分の1以上を充てます。

建設改良積立金1,100万円は、建設工事を目的に2分の1以上を充てます。

利益積立金61万9,426円は、欠損金を埋める目的にそれぞれに積み立てた残余を充てます。

したがいまして、処分後残高は資本金が8億7,109万691円、資本剰余金

合計が1,737万7,741円となり、繰越利益剰余金はありません。

以上のとおり、御代田小沼水道事業の決算概況と利益の処分について説明させていただきました。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

以上をもちまして、令和3年度一般会計及び特別会計並びに公営企業会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の説明を終わります。

監査委員より、監査意見書が提出されております。監査委員より報告を求めます。
井田代表監査委員。

（代表監査委員 井田理恵君 登壇）

○代表監査委員（井田理恵君） 代表監査委員の井田理恵です。議会選出の小井土哲雄監査委員と共に行いました令和3年度決算審査の結果と講評について、監査委員を代表し、ここにご報告申し上げます。

私どもは、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定によって、町長より審査に付されました令和3年度御代田町一般会計及び9つの特別会計の歳入歳出決算書、並びに令和3年度定額基金運用状況に関する関係書類の審査を実施いたしました。

審査意見書は、御代田町歳入歳出決算意見書及び定額基金運用状況審査意見書として、定例会議案書の25ページから37ページに記載いたしました。

これらは、審査の概要、審査の結果、決算概況、審査についての所管から構成されています。

第3の決算概況につきましては、先ほど来、理事者側より詳細な説明が行われたので、この部分は省略させていただき、第1、第2、第4についてご報告を申し上げます。ご了承ください。

なお、定額基金運用状況につきましても、決算審査に準じ審査を行い、その運用と管理は適切と判断しましたので、同基金の意見書をご参照願えれば幸いと存じます。

第1に概要であります。まず、令和3年度御代田町歳入歳出決算審査の対象は、

御代田町一般会計、9つの特別会計の歳入歳出決算書及び関係帳簿、並びに証書類で、決算事項明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を含んでいます。特別会計の詳細は、決算審査意見書の最終ページの別表に記載いたしました。

これらの審査対象について、第1次的には、去る7月19日から21日に予備審査を行いました。その後、7月25日から8月3日まで本審査を行いました。

この審査にあたりましては、歳入歳出決算書及び同付属書類について、1、これら決算書等は法令に準拠して作成されているか。2、決算書等の計数は正確であるか。3、予算の執行は、議会の議決の趣旨に沿って適正かつ効率的になされているか。4、歳入歳出に関する事務は、法令に適合し適正になされているか。5、財産の管理は、適正になされているか、等々の諸点に意を払い、関係諸帳簿及び証書類を試査により照合いたしました。

さらに、決算関係資料の提出を求め、関係者の説明をも聴取し、必要に応じて預金証書等証券類の実査や金融機関への残高確認も行いました。

なお、定期監査及び例月現金出納検査等の結果をもあわせて考慮して審査をいたしました。

第2は、審査の結果であります。これら審査手続の結果、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算については、決算書等は正確かつ適正に作成されておりました。

事務の執行についても、おおむね適正に処理されていると認めました。

まず、決算書等の法令順守と正確性であります。審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書並びに関係書類は、いずれも法令に準拠して作成されており、その計数も正確であると認められました。

次に、予算及び事務の執行状況であります。予算及び事務の執行並びに財産の管理など、財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証書類との適合、照合結果も符合しており、いずれも誤りがないものと認められました。

なお、町長より審査に付されました地方自治法第241条に定められた定額の資金を運用するための御代田町土地開発基金及び収入印紙等の購入基金につきましても、所定の監査手続により、その運用と管理は適切であると認めたことを改めて申し上げます。

以上が、決算審査の概要と結果についてのご報告であります。

なお、課ごとの個別の疑問や問題点については、月例監査等でその都度ご指摘、ご注意を申し上げており、その多くは皆様、真摯な対応で改善されております。

それでは、これより審査所感に入ります。

第1は、職場環境の整備に関するものであります。

決算審査の事前審査において、業務内容と併せ、課内の労務管理、人的環境について、抽出した課の管理者へ聞き取りをいたしました。主に、業務の遂行と勤怠状況、時間外作業、ハラスメントの有無などについてです。現況においては、これらの把握が職員体制の充実につながり、労務管理上重要と捉えたからです。

回答から、療養休暇取得者においては、理由を明確に聴取できず、苦慮する場面が発生したとありました。離職者についても、同様に理由不明、新たな職への希望もあります。人間関係の疲弊などの報告もありました。

ハラスメントの相談や報告は、今年度なしとのことでしたが、必要な防止対策として研修の機会を増やし、庁内挙げての研さんを重ねている。意識改革が現れていると良好な結果報告を得ています。決算書の巻末の資料にも、たくさんの研修をされている実績が報告されております。

一層の人権意識向上に努められることを期待しています。

療休者への対応は、心理相談、医療機関の連携で、一旦同現場から離れ休むという選択の後、フォロー体制の強化や配置転換で復帰が可能になり好転する現状も認められ、緊急対策としては評価いたしました。

日本国憲法第28条に規定される労働者の基本的権利の労働三権。労働三権というのは団体権や団体交渉権、団体行動権を申し上げます。労働基準法などの労働三法。労働三法は、労働基準法、労働組合法、労働関係調整法です。それらの労働基準法などの労働三法というのは、公務員では公共性の高さから一部を除き制約を受けております。また、適用外となります。権利や規則は、地方公務員法に則り適用されます。民間とは、その職分において明確に異なることを留めておきます。

その上で、公に奉職する公務員が、地域住民のために行政職務を全うする権利を守り、かつ義務を果たせるよう、管理者の皆様においては複眼的視点とされる鳥の目を持ち、全体を俯瞰し、虫の目を持ち、個々への意識を巡らせ、魚の目を持ち、流れを捉えて労働管理と職務に励まれますよう、なお、課員の皆様においても準ず

る意識で、未来の幹部候補生でございますので、臨まれますようお願いしております。

日々の何気ない声かけから始まるコミュニケーションをお一人お一人が大事にし、活力のある行政職務の場を皆で創造されることを期待します。

議会選出の小井土監査委員と共に、強く思いを託したところでございます。

第2は、生産性と財産の保全に関することであります。

ふるさと納税における「切手でふるさと納税」については、調べてみますと残念ながら活用するには少し費用対効果が低く、保全管理に課題が生じているなど認めため、可能な限り早急な制度設計の見直しを期待しています。納税された切手の保全管理状況を確認しましたところ、会計課に大量の切手が滞留していました。

寄附をいただいた切手の利活用の手順は次のとおりでした。

1、県外の専門業者に切手を送付し、真贋作業を委託。2、作業終了後、回送されたものを郵便の金券シートとなるよう、金額ごとに分別添付の作業を町内作業所へ委託。3、郵便局へ直接持ち込み確認作業をする。また、未使用の切手においては、厳重に管理されているとはいえ、防災・防火上、十分な保全が不可能であることが注意を要します。

これらの理由から、監査委員共に上記意見を一致するに至りました。

なお、既に納められた切手については、志とともに大切に取扱いを願うところがあります。

第3は、情報開示と説明責任に関することでございます。

随意契約については、法令に則るだけでよしとせず、必要があれば至るプロセスを説明し、納得される根拠資料を開示する。または、その機会を設けることも必要と捉えるところです。

町有地の賃貸について、注視の声があるようです。地理的位置条件や民地としての価値がその目的に妥当かは、公有地や町民福祉に最大限に生かす大原則を鑑みると、審議の猶予を必要とするのではと解釈しました。

一方、多面的観点から捉えますと、当該新規事業については、これまでの判断基準を超えた新たな価値が創造される可能性も否定できません。平成25年総務省所管の民間資金等活用事業推進会議の決定にPPP、PFI——ちなみに、PPPはパブリック・プライベート・パートナーシップ、そしてPFIはプライベート・ファイナンス・イニシアチブです——アクションプランがあります。国による官民連

携での公有地の有効活用など、民間の提案を生かしたこうしたP P事業の推進です。

法整備も整う中、新たな発想の受入れにあたり、もう一步、地域住民へ理解されるよう、段取り等事務作業には欠損はないか、議会とよく連携していただいて検証しつつ、丁寧に進めていくことで町民益に繋がる成果を導くことと期待をしています。

以上が、一般会計等の決算審査報告の所感となります。

次に、令和3年度御代田町小沼水道事業歳入歳出決算書、意見書について続けて申し上げます。

こちらについては、定例会議議案書の38ページから41ページに記載いたしました。公営企業会計には、出納整理期間がないことから、私ども監査委員は6月に水道事業決算審査を担当しました。

決算審査にあたりましては、一般会計の監査、決算審査手続に準ずるとともに、毎月の月次出納検査の際の月次損益を含む事業概況の説明を受けており、これらも参考に決算審査を行いました。

その結果、審査に付された御代田小沼水道事業決算書並びに付属書類は、いずれも法令に準拠して作成されており、その計数も正確であると認められました。

予算及び事務の執行並びに財産管理など財務に関する事務の執行については、おむね適正に処理されているものと認められました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類との照合結果も符合しており、いずれも誤りがないと認められました。

決算審査の結論は、ただいま申し上げたとおりであります。決算概況について、先ほどの建設水道課長と重複する部分もありますけれども、公営企業会計でございますので、簡単にご説明をいたします。

公営企業として令和3年度の業務活動の結果は、年度末の給水戸数が3,675戸で、前年度から79戸の増、その年間総排水量は108万6,000m³で、前年度から5万4,000m³の増と戸数に比例して順調に総排水量も伸びています。

営業成績は、営業収益が1億7,254万円で、当期純利益が3,548万円となり、前年比増収増益となりました。一般企業で注視されているキャッシュフローは、業務活動資金が1億700万円プラスで、投資・財務活動資金マイナスをカバーし、年度末資金は前年比5,200万円増加しました。ただし、工事代金等の未払金が

7,167万円計上されていることから、今後資金を取り崩すこととなりますことを申し添えておきます。

それでは、次に御代田小沼水道事業についての所見を3点ほど申し上げます。

第1に、発生主義に関することです。企業会計は、年度末に未収収益や未払費用を計上しますが、受取利息や支払利息は3月20日前後の決算期直前が決算期間の末尾となっておりますので、未収利息、未払利息共に少額であったため、現金主義により処理しております。このことが、重要性の原則と継続性の原則から妥当であると考えております。

第2は、水資源の効率化の面であります。当年度の有収率は77.3%と昨年より2.4%減少となっていました。管路が経年劣化していく中で、漏水に対処していくこととなりますが、経済性を考慮しつつ、水資源が有効活用されるよう有収率の向上に継続的な努力をお願いしたいと存じます。

第3は、職員の公営企業会計への理解に関することです。例えば、資産の中の貯蔵品は、御代田小沼水道事業では主に水道メーターであります。出庫の際に費用として計上するものと、資産として振り替えるものとに分かれることとなります。この処理が適正に行われているかは、期末に貯蔵品の棚卸をして在庫を把握することで確認ができます。

このように、科目の意味を正しく理解することで正確な経理処理につながるようになります。そのため、単に数字のみを見るのではなく、科目について正しく理解した上で、誰が担当となっても一貫した決算処理が行われるよう知識の共有を図られていただきたいということでございます。

以上が、令和3年度御代田小沼水道事業歳入歳出決算審査の概要と監査の所見であります。

これで終わります。

○議長（五味高明君） 以上で、代表監査委員からの報告を終わります。

―――日程第17 議案第72号 令和4年度御代田町一般会計補正予算案

（第4号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第17 議案第72号 令和4年度御代田町一般会計補正予算案（第4号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

(企画財政課長 内堀岳夫君 登壇)

○企画財政課長(内堀岳夫君) 議案書42ページをお願いします。

議案第72号 令和4年度御代田町一般会計補正予算案(第4号)について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和4年度御代田町一般会計補正予算(第4号)を別冊のとおり提出する。

令和4年9月2日 提出

御代田町長 小園拓志

44ページをお願いします。

令和4年度御代田町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億3,020万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億1,561万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページからの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、議案書とは別ファイルになります。ファイルナンバー4-4の資料番号4のほうで説明したいと思いますのでよろしくをお願いします。

まず、歳入についてです。

款1町税、項1町民税です。こちら補正額6,172万9,000円を増額するものです。内訳は、個人町民税の現年課税分です。こちら年度当初課税の確定により増額するものです。給与所得それから株式・不動産譲渡所得、こちらの増によるものです。

項2の固定資産税。こちらは1,557万7,000円を減額します。こちらについて現年課税分で、年度当初課税の確定によるものです。こちら新築家屋が木材の高騰それから不足によりまして、令和3年中の年末までの完成に間に合わなかったことから、税のほうが減っているものです。

続きまして、款11の地方交付税です。こちら2億1,677万6,000円を増

額いたします。こちら普通交付税の交付決定によるものです。こちらは、臨時財政対策債への振替が増えたことによりまして、基準財政需要額が増えたため普通交付税が増えております。

続きまして、款18の寄附金です。こちら1億2,308万9,000円を増額するものです。ふるさと納税寄附金としまして1億2,000万円を増額しております。こちら令和3年度決算額それから収入状況を踏まえまして増額するものです。

款22の町債につきましては3,448万5,000円を減額します。こちら臨時財政対策債、普通交付税の確定に伴いまして減額するものです。

歳入合計補正額で4億3,020万8,000円の補正額になっております。

続いて、2ページ、歳出をお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費です。補正額で1億2,760万2,000円を増額をお願いしております。こちらは、ふるさと納税の増額に伴いまして、基金の積立金それからふるさと納税特典事業委託料、手数料、そういったものの増額をしております。

款3の民生費です。項2の児童福祉費で1,106万6,000円を増額をお願いしております。こちら内訳としましては、国庫支出金の返還金で431万8,000円、それから子育て世帯生活支援特別給付金で200万円、こういったものの増額補正をしております。

続いて、款4の衛生費、項2清掃費です。こちら補正額で410万6,000円を増額をお願いしております。内容ですが、荒町公園整備測量設計委託料としまして440万円を増額をお願いしております。こちら公園内や駐車場の改修などの測量設計をお願いするものでございます。

款6の農林水産業費、項1農業費です。こちら505万5,000円を増額をお願いしております。こちら新規就農者育成総合対策としまして375万円をお願いしております。こちら新規就農者に対する機械設備の導入補助金を今回補正しております。

款7商工費です。740万円を増額をお願いしております。テイクアウト事業応援補助金ということで560万円、9月30日までの事業実施だったものを、今回令和5年3月31日まで延長して実施するものでございます。

款8の土木費です。項4都市計画費です。こちらは、601万9,000円の増

額をお願いしております。住宅リフォーム補助金500万円の増額ということで、申請件数が増えておりますので増額するものでございます。

続いて、3ページ目をお願いいたします。

款10教育費です。こちらにつきましては、小学校費、中学校費、それから社会教育費——エコールみよたです。それから、6の学校給食費ということで、それぞれ施設のほうの電気料、こちらのほうが上がっておりますので不足するため、その分を増額する補正が主なものでございます。

款14の予備費につきましては、2億4,093万5,000円を増額し、調整しまして、歳出合計4億3,020万8,000円の増額補正で、補正後の額としましては85億1,561万6,000円となります。

説明については以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 議席番号10番、池田るみです。2点についてお聞きします。

議案書の59ページ、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費の説明欄の030—01個人番号カード交付事務経費の02003フルタイム会計年度任用職員給料214万6,000円の増額についてですが、町長の招集挨拶にありましたマイナンバーカードの専用係の設置にということで考えますけれども、詳細をお聞きします。

続きまして、65ページ、款4衛生費、項2清掃費、目1塵芥処理費、説明欄の010—01塵芥収集処理経費の12010荒町公園整備測量設計委託料440万円の内容ですが、今、企画財政課長より駐車場の整備などというお話があったんですが、詳細をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

○町民課長（柳沢俊義君） それではまず、59ページの経費についてご説明いたします。

午前中の町長招集の挨拶でもありましたとおり、本年4月から国全体を挙げてマイナンバーカードの普及促進を行っております。10月からは、町民課内に専用の係を設けまして、係長1名、会計年度任用職員2名の体制で普及促進を図ってまいります。本予算につきましては、そのうち2名分の会計年度任用職員の給料となり

ます。

続きまして、65ページの測量設計委託料についてでございます。本件は、荒町公園の改修及びごみ集積場の移転のため、測量及び設計を実施するための予算となっております。

ここで、荒町公園に関しまして、経過についてご説明したいと思います。

荒町公園がある場所は、現在の井戸沢一般廃棄物最終処分場が供用開始するまでの平成8年10月まで、久保沢一般廃棄物最終処分場としてその役割を担ってきました。その後、平成9年1月に埋立て処分終了届を長野県に提出し、平成12年には周囲をフェンスで囲む工事を行い、法律上は休止の状態になっておりました。平成18年12月に荒町公園として整備し、現在に至っているところであります。

今般、区から区民の憩いの場としての公園の改修と、ごみ集積場の移転の要望が提出されまして、町として検討しました結果、久保沢最終処分場関連事業の最終として荒町公園の整備を行うことにいたしました。

また、この整備に伴いまして、前段といたしまして法律上休止状態にありました最終処分場の廃止の手続きを行い、本年7月にその手続きが完了しております。今年度、測量と設計を行いまして、年度整備する予定であります。

なおですが、公園の管理につきましては、区のほうに委任する予定であります。

説明は以上です。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかに。市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） すいません、議席番号12番、市村千恵子です。2点、お伺いいたします。

66ページをお願いします。66ページの款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費の新規就農者育成総合対策（経営開始資金）150万円と、その下の新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）375万円とありますが、この事業内容と大体対象者は何名になるのか。その点についてお願いします。

続きまして、67ページです。款7商工費、項1商工費、目1商工振興費のテイクアウト事業、今の延長ということで、今、9月末までというのを来年の3月31日まで延期するというので560万の計上なんですけれども、事業内容は今

と同じような3割、テイクアウトは30%引き、そのままで行くのかというのと、それからまた、テイクアウトのできるお店というものは現在と同じ数なのか、さらに増えていくのか。そこら辺についてもお願いしたいと思います。

○議長（五味高明君） 金井産業経済課長。

○産業経済課長（金井英明君） 予算書66ページの農林業費についてお答えいたします。

新規就農者育成総合対策の経営開始資金及び経営発展支援事業は、新規就農者の経営の継続と発展を目的として、本年度の新規就農者から対象となる国の事業となります。

現行制度の農業次世代人材投資事業は、就農時49歳以下などの要件を満たした新規就農者に対して、年間最大で150万円を5年間給付しております。

これまでに、現行制度を利用して農業に従事している方は8名いらっしゃいます。本年度以降に、同様の要件を満たした新規就農者に対しましては、新規就農者育成総合対策経営開始資金及び経営発展支援事業の支援制度に変更となります。

新規就農者育成総合対策経営開始資金は、年間最大150万円の給付期間が、これまでの5年間から3年間に変更となります。給付期間が短縮されたことにより、新たな支援制度が新規就農者育成総合対策の経営発展支援事業となります。

本事業は、新規就農者の経営発展に必要となる機械、施設の導入に関わる費用に対して補助するものであり、補助額は国が最大250万円、県が最大で125万円で、残りは新規就農者の負担となります。

本年度から新規就農者として農業に従事される方は1名でございます。制度の変更に伴い、現行制度から1名分の150万円を減額しまして、新制度へ組み替えいたします。

また、機械導入費用に関わる国・県の補助金375万円を予算計上させていただきました。

続きまして、テイクアウトの関係になります。

テイクアウトの内容につきましては、これまで同様に商品価格の30%を補助するものでございます。

現在の店舗数は16店舗で、今年度に入りまして7月から1店舗増えております。来年度の3月31日まで期間を延長するものでございますが、今後も引き続き、このテイクアウト事業に参加される事業者がおりましたら取り入れていきたいとい

うふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（五味高明君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） すみません、ちょっと先ほどの、今の66ページと67ページの件は了解しました。

1点、先ほどの65ページの款4衛生費、項2清掃費、目1塵芥処理費ということで、荒町公園の今、経過説明もあって、今度新たに整備して、あそこの久保沢最終処分場は廃止ということの方向をお聞きしたんですけれども、管理は区がということなんですけど、そこら辺は区との話合いができて、区が管理していくということになったのか、これからお願いしていくのか。その点をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

○町民課長（柳沢俊義君） 区のほうと何度も話合いを持っておりまして、基本的には区でお願いしたいという話、まだ進行中ですけどもしているということでございます。

○議長（五味高明君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） そこは、区との関係においてはちゃんと理解が得られる中で進めていくということよろしいですか。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

○町民課長（柳沢俊義君） そのようになるかと思えます。

○議長（五味高明君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第18 議案第73号 令和4年度御代田財産区特別会計

補正予算案（第1号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第18 議案第73号 令和4年度御代田財産区特別会計補正予算案（第1号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

(企画財政課長 内堀岳夫君 登壇)

○企画財政課長(内堀岳夫君) 議案書の74ページをお願いします。

議案第73号 令和4年度御代田財産区特別会計補正予算案(第1号)について
地方自治法第218条第1項の規定により、令和4年度御代田財産区特別会計補
正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

令和4年9月2日 提出

御代田町長 小園拓志

76ページをお願いします。

令和4年度御代田財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによ
る。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、変更はないものとする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳
入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

こちらの補正内容につきましては、8月19日の御代田財産区管理会で同意を得
たものでございます。

次の77ページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入でございます。

款2繰入金、項1基金繰入金です。こちら261万6,000円を減額するもの
です。令和3年度の繰越金が確定したことによりまして、財政調整基金からの繰入
金を減額するものです。

款3繰越金、項1繰越金です。こちらは261万6,000円を増額するもので
す。令和3年度からの繰越金でございます。

歳入合計がゼロ円となりまして、予算額の変更はありません。

次に、78ページをお願いします。

こちらの歳出については、補正はありません。

説明については以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長(五味高明君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――日程第19 議案第74号 令和4年度小沼地区財産管理特別会計

補正予算案(第1号)について――

○議長(五味高明君) 日程第19 議案第74号 令和4年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案(第1号)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

(企画財政課長 内堀岳夫君 登壇)

○企画財政課長(内堀岳夫君) 議案書の82ページをお願いします。

議案第74号 令和4年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案(第1号)について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和4年度小沼地区財産管理特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

令和4年9月2日 提出

御代田町長 小園拓志

84ページをお願いいたします。

令和4年度小沼地区財産管理特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ11万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ304万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

今回の補正内容につきましては、こちらも8月19日の小沼地区財産管理委員会で同意を得たものでございます。

85ページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入についてです。

款2繰入金、項1基金繰入金です。147万3,000円を減額するものです。

こちら令和3年度の繰越金の確定によりまして、財政調整基金からの繰入金を減額します。

款3繰越金、項1繰越金です。158万3,000円の増額をしております。こちら繰越金の確定によるものでございます。

歳入合計の補正額は11万円となっております。

次に、86ページをお願いします。

歳出についてです。

款1総務費、項1総務管理費は11万円の増額補正をお願いしております。こちらは、木の伐採委託料、こちらを増額しております。

歳出合計の補正額は11万円となりまして、補正後の金額は304万5,000円の予算となっております。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第20 議案第75号 令和4年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計

補正予算案（第1号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第20 議案第75号 令和4年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第1号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書91ページをご覧ください。

議案第75号 令和4年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第1号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和4年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和4年9月2日 提出

93 ページをご覧ください。

令和4年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,873万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,264万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

94 ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算補正」、まず歳入でございます。

款1、項1国民健康保険税、補正額2,000万円の減額でございます。こちらは、当初課税による調定額の確定に伴う減額でございます。主な要因としましては、資産割廃止、それから未就学児の均等割保険税減免の実施等でございます。

款3国庫支出金、項1国庫補助金220万円の増額でございます。マイナンバーカードの健康保険証利用申込みの促進を図るための補助金を計上しております。

款4県支出金、項1県補助金、165万5,000円の増額でございます。こちらは、一般被保険者療養費の増額補正に伴うものでございます。

款6繰入金、項1他会計繰入金28万6,000円の減額でございます。令和4年度普通交付税の算定結果に基づき、額が確定しました財政安定化支援事業繰入金の増額と、差額分として繰り入れる予定であった職員給与等繰入金、こちらを減額しております。

款7、項1繰越金、令和3年度決算確定に伴いまして7,517万円の増額となっております。

歳入合計5,873万9,000円の増額補正でございます。

95 ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、補正額224万4,000円の増額でございます。こちらが、マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申込みを促進するため、

マイナンバーカードのオンライン申請時に庁舎外での申請受付が可能となるマイナアシスト—タブレットです—を導入するための経費等を増額しております。

項 2 町税費、3 万 7,000 円の増額です。こちらは、金融機関との回線の切替えによる明細処理料の計上となっております。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費 160 万円の増額でございます。こちらは、海外療養費の給付が発生したため、増額としております。

款 3 国民健康保険事業費納付金につきましては、財源の変更でございます。

款 4 項 2 保健事業費 542 万 8,000 円の減額でございます。こちらは、保健指導事業交付金の対象外となりました職員の人件費 1 名分を一般会計に組み替えるものでございます。

款 7 項 1 予備費 6,028 万 6,000 円の増額でございます。

歳出合計 5,873 万 9,000 円の増額補正となっております。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 21 議案第 76 号 令和 4 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計

補正予算案（第 2 号）について ―――

○議長（五味高明君） 日程第 21 議案第 76 号 令和 4 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書の 104 ページをご覧ください。

議案第 76 号 令和 4 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第 2 号）について

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和4年9月2日 提出

御代田町長 小園拓志

106ページをご覧ください。

令和4年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,757万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億762万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

107ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算補正」、まず歳入でございます。

款4国庫支出金、項2国庫補助金、補正額12万2,000円の増額でございます。こちら介護報酬改定等に伴いますシステム改修に対する補助金の計上となっております。

款6県支出金、項1県負担金373万8,000円の増額でございます。こちらは、県の負担金確定に伴います、過年度分の追加交付による増額でございます。

款8繰入金、項1他会計繰入金21万5,000円の増額でございます。こちらシステム改修費の増によります、一般経費等繰入額の増額でございます。

款9項1繰越金、令和3年度決算に伴いまして4,350万4,000円の増額でございます。

歳入合計4,757万9,000円の増額補正でございます。

108ページ、歳出でございます。

款1項1総務費、補正額25万2,000円の増額でございます。こちらシステム改修費の計上となっております。

款3地域支援事業費、項1包括的支援事業・任意事業費6万9,000円の増額でございます。こちらは、地域包括支援係職員1名採用によりまして、通勤手当の増額となっております。項2介護予防・生活支援サービス事業費1万7,000円の増額です。こちら国保同様、金融機関との回線の切替えによります、明細処理料の計上でございます。

款 5 項 1 諸支出金 1,101 万 4,000 円の増額です。こちらは、前年度実績に伴います、国、支払基金、県それぞれへの返還金等の増額となっております。

款 6 項 1 予備費 3,622 万 7,000 円の増額でございます。

歳出合計 4,757 万 9,000 円の増額補正となっております。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 22 議案第 77 号 令和 4 年度御代田町後期高齢者医療特別会計

補正予算案（第 2 号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第 22 議案第 77 号 令和 4 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 116 ページをご覧ください。

議案第 77 号 令和 4 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）について

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 2 日 提出

御代田町長 小園拓志

118 ページをご覧ください。

令和 4 年度御代田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 43 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8,077 万 4,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

119 ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算補正」、まず歳入でございます。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金、補正額1万5,000円の増額でございます。こちらは、賦課徴収経費の増額に伴う事務費の繰入金の増でございます。

款4 項1 繰越金、29万9,000円の増額、こちら令和3年度の決算に伴います増額でございます。

款5 諸収入、項2 償還金及び還付加算金12万5,000円の増額です。こちら保険料還付金の増額となっております。項3 雑入、特別調整交付金の対象だった人間ドック補助が、令和4年度から健康診査事業費補助へと移行になりました。雑入の中で63万4,000円の組替えをしておりますが、予算額の増減はございません。

歳入合計43万9,000円の増額でございます。

120 ページをご覧ください。

歳出でございます。款1 総務費、項2 徴収費、補正額1万5,000円の増額でございます。こちらは、ほかの特別会計同様、金融機関との回線切替えによります明細処理料の計上でございます。

款3 項2 保健事業費、こちらにつきましては財源の変更となっております。

款4 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金12万5,000円の増額でございます。こちら保険料還付金の増額となっております。

款5 項1 予備費29万9,000円の増額でございます。

歳出合計43万9,000円の増額補正でございます。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

この際、暫時休憩とします。開始時間は、ブザーにてお知らせします。

（午後 2時48分）

(休 憩)

(午後 2時58分)

○議長（五味高明君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

―――日程第23 議案第78号 令和4年度御代田町公共下水道事業特別会計

補正予算案（第2号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第23 議案第78号 令和4年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第2号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

(建設水道課長 大井政彦君 登壇)

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書127ページをご覧ください。

議案第78号 令和4年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第2号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和4年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を、別冊のとおり提出する。

令和4年9月2日 提出

御代田町長 小園拓志

次の129ページをご覧ください。

令和4年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ378万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,067万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次の130ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

上から順に補正額を申し上げます。

款 3 繰入金、項 1 他会計繰入金 1 9 4 万 7, 0 0 0 円の減額は、一般会計からの繰入金で、浅麓環境施設組合の分担金の減少によるものでございます。

款 4 繰越金 4 5 万 1, 0 0 0 円の増額は、前年度繰越額の確定によるものでございます。

款 5 諸収入 5 2 8 万円の増額は、浄化管理センターの落雷による施設修繕費に対する災害共済金でございます。

したがいまして、歳入合計は 3 7 8 万 4, 0 0 0 円を増額し、総額 8 億 5, 0 6 7 万 4, 0 0 0 円となります。

次の 1 3 1 ページをご覧ください。

歳出でございます。

款 1 土木費、項 1 都市計画費、補正額 3 7 8 万 4, 0 0 0 円の増額は、浄化管理センターの落雷による施設修繕費 5 2 8 万円の増額、電気料金高騰による処理施設電気料金 2 8 0 万円の増額及び浅麓環境施設組合の前年度不用額による汚泥処理負担金 5 1 9 万 5, 0 0 0 円の減額が主になります。

款 2 公債費については、一般会計からの繰入れの財源を変更します。

したがいまして、歳出合計は 3 7 8 万 4, 0 0 0 円を増額し、総額 8 億 5, 0 6 7 万 4, 0 0 0 円となります。

以上のとおり、ご審議をお願いします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 2 4 議案第 7 9 号 令和 4 年度御代田町農業集落排水事業特別会計

補正予算案（第 1 号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第 2 4 議案第 7 9 号 令和 4 年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書 137 ページをご覧ください。

議案第 79 号 令和 4 年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算案（第 1 号）について

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 2 日 提出

御代田町長 小園拓志

次の 139 ページをご覧ください。

令和 4 年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度御代田町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 61 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,925 万 9,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

次の 140 ページをご覧ください。

第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

上から順に補正額を申し上げます。

款 3 繰入金、項 1 他会計繰入金 44 万 5,000 円の増額は、一般会計からの繰入金です。

款 4 繰越金 16 万 5,000 円の増額は、前年度繰越額の確定によるものでございます。

したがいまして、歳入合計は 61 万円を増額し、総額 2,925 万 9,000 円となります。

次の 141 ページをご覧ください。

歳出になります。

款 1 農林水産業費、項 1 農地費、補正額 61 万円の増額は、電気料金の価格高騰による増額でございます。

したがいまして、歳出合計は 61 万円を増額し、総額 2,925 万 9,000 円と

なります。

以上のとおり、ご審議をお願いします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第25 議案第80号 令和4年度御代田小沼水道事業会計

補正予算案（第2号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第25 議案第80号 令和4年度御代田小沼水道事業会計

補正予算案（第2号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書146ページをご覧ください。

議案第80号 令和4年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第2号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和4年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第2号）を、別冊のとおり提出する。

令和4年9月2日 提出

御代田町長 小園拓志

次の148ページをご覧ください。

令和4年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第2号）

令和4年度御代田小沼水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第1条 令和4年度御代田小沼水道事業会計予算、第3条中に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

収益的支出につきましては、第51款水道事業費用、第1項営業費用24万3,000円の増額は、会計年度任用職員の人事異動による総経費の増額をお願い

します。第2項営業外費用500万円の増額は、例年より冷え込みが厳しかった冬期間の各家庭での漏水事故における減免歳出還付が増えたことによるものでございます。第4項予備費につきましては増減ありません。

したがいまして、補正額の合計は74万3,000円の増額で、総額1億7,724万1,000円となります。

以上のとおり、ご審議をお願いします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

以上で、全ての議案に対する質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第60号から議案第80号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。

―――日程第26 報告第7号 令和3年度御代田町財政健全化判断比率及び

資金不足比率の報告について―――

○議長（五味高明君） 日程第26 報告第7号 令和3年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告事項の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書の151ページをお願いいたします。

報告第7号 令和3年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規

定により、財政の健全化に関する比率を別紙のとおり報告する。

令和4年9月2日 提出

御代田町長 小園拓志

152ページをお願いいたします。

初めに、1の健全化判断比率です。

実質赤字比率は、普通会計における赤字額の標準財政規模に対する割合をいうものです。当町の普通会計は、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、小沼地区財産管理特別会計の3会計で構成されており、その普通会計の収支決算が黒字であるため、実質赤字比率の算定結果は数値なしとなっております。

次に、連結実質赤字比率は、御代田町全体の赤字額の標準財政規模に対する割合をいうものです。一般会計及び特別会計9会計と御代田小沼水道事業会計、全ての収支決算が黒字のため、連結実質赤字比率の算定結果は数値なしとなっております。

次に、実質公債費比率は、御代田町全体と佐久広域連合や浅麓環境施設組合などの一部事務組合を含めた公債費負担の割合をいうもので、標準的な財政規模に対して実質的に公債費として支出した額の割合を算定するものです。一般会計の公債費のほか、特別会計や広域連合など一部事務組合へ支出している繰出金、それから負担金のうち実質的に公債費へ充当している額を用いて算定しております。

令和元年度から令和3年度の3か年の平均で11.6%となり、昨年度から1.0ポイント減少しております。これは、当比率が3年度平均で算定されることから、平成30年度の単年度比率11.8%が除かれ、今回、令和3年度の単年度比率11.7%が加わったことにより、結果として減となったものです。

ちなみに、令和3年度の単年度比率につきましては、前年に比べ1.3ポイントほど増となっております。こちらは1億1,290万円の繰上償還を行ったため増えておりますが、一般会計公債費の償還のピークについては平成30年度となっておりますので、今後、公債費については減少していくものと見込んでおります。

次に、将来負担比率は、町全体と一部事務組合、土地開発公社などの持つ負債のうち、基金や特定収入で賄い切れない部分の標準財政規模に対する割合をいいます。町の将来負担が見込まれる額に対し、基金残高や将来充当可能な財源が上回るため、将来負担比率については数値なしとなっております。

続きまして、2の資金不足比率です。

こちらは、公営企業それぞれ4会計において、単年度資金に不足額は生じていないため数値なしとなっております。

説明については、以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、報告事項の説明を終わります。

監査委員より、財政健全化審査意見書及び公営企業会計経営健全化審査意見書が提出されております。

監査委員より報告を求めます。

井田代表監査委員。

（代表監査委員 井田理恵君 登壇）

○代表監査委員（井田理恵君） ただいまの企画財政課長のご説明と重複することもありますけれどもお聞きください。

監査委員を代表いたしまして、財政健全化法に定める審査結果のご報告を申し上げます。

財政健全化法は、自治体の財政状況を早い段階から把握するためにできた制度です。その骨子は、収支が赤字か否か、公債費等の借入れが財政規模に比較して多過ぎないかのチェックにあります。

具体的には、財政健全化法第3条で一般会計等の健全化についての審査を、同法第22条で公営企業の収支が経営健全化から見て資金に問題がないか否かの審査を監査委員が担任しているところでございます。

第3条関係の審査意見書は、議案書の153ページに記載いたしました。

私どもは、地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条に基づき、町長より提出された健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した関係書類を慎重に審査いたしました。

第1に、審査の概要であります。

健全化判断比率算定の基礎となる関係書類の審査の概要であります。これらが法令に準拠して適正に作成されているか、また、この資料に基づいて算定した健全化判断比率は正確なものであるかについて財政の健全化の審査を行いました。

第2は、審査の結果であります。

健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、これに基づいて算定された意見書記載の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公

債費比率、将来負担比率は、いずれも適正に算定手続がなされていると認めました。

令和3年度の御代田町の一般会計及び財政健全化法による特別会計の一部を加算した一般会計等の実質収支は黒字となっています。

したがいまして、財政運営の悪化の度合いを示す指標、標準財政規模に対する一般会計等の実質赤字額の割合である実質赤字比率と町の全会計の実質赤字額の割合である連結実質赤字比率は、いずれも分子となる赤字がありませんので算定されていません。

次に、実質公債費比率は、一般会計が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率で、財政運営の弾力性の度合いを示す指数です。当期は、比率が11.6%、前年比1.0%の減少となりました。政令で定める財政健全化計画を作成すべき率は、ご説明のとおり25%ですので、問題ないものと判断いたしました。

将来負担比率は、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率、すなわち、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標であります。こちらも町の貯金に当たります財政調整基金等の残額が相当額あることから、数値は算定されていません。また、財政健全化計画を作成すべき基準は350%ですので、これにつきましても問題はありません。

以上が、財政健全化法第3条の審査意見であります。

次に、同法第22条に定める公営企業会計の資金不足比率について申し上げます。

第22条関係の意見書は、お手元議案書の155ページに記載しています。

この審査に当たりましたが、同法第3条の審査に準じて所定の審査手続を実施いたしました。その結果、4つの公営企業は、いずれも資金収支に問題がなく、資金不足は生じていません。このため、資金不足比率についても数値が算定されていません。

以上の結果、財政健全化法第3条及び第22条に関連して、経営健全化の見地から、是正、改善を要すると指摘すべき事項はありませんでした。

結びに当たり、去る8月30日に、町長はじめ幹部職員の皆さんへ向け、決算審査の講評を申し上げます。その際には、前向きな受け止めの挨拶をいただきました。前進する力を感じ、今後のご活躍に期待を申し上げます。

そして、決算書作成に当たった職員等、意見書のまとめに協力くださった監査委員事務局職員ほか皆さんに感謝し、報告を終わります。

○議長（五味高明君） 以上で、代表監査委員からの報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、令和3年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午後 3時20分